

**大田区長 松原忠義様**

# **2018年度予算編成に関する要望書**

(大田区・大田区教育委員会からの回答つき)

**2017年11月27日**

**日本共産党大田地区委員会**

**日本共産党大田区議団**



# も く じ

一.	区民の命と財産を守る防災対策のために.....	3
二.	震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために.....	9
三.	不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と働く人の生活を 守るために.....	9
四.	区民の暮らしと健康を守るために.....	16
五.	尊厳ある生をまっとうするための介護保険に.....	26
六.	子育て支援・高齢者・障害者福祉のために.....	31
	子育て支援のために——保育園に関係すること.....	31
	子育て支援のために——学童保育・児童館に関する事.....	37
	子育て支援のために——その他.....	38
	高齢者福祉の充実のために.....	40
	障害者福祉の充実のために.....	43
七.	人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために.....	49
	建築行政の拡充と対策.....	49
	環境保全対策.....	50
	交通対策.....	52
八.	教育、文化、スポーツの振興.....	55
九.	住民参加の区政運営と非核平和事業.....	62
十.	区民が利用しやすい施設について.....	63
十一.	不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を.....	66
十二.	その他.....	67

2018年度（平成30年度）大田区予算編成に関して要望いたします。

日本共産党区議団は、区内各団体との懇談、実態調査で寄せられた多くの区民の声を踏まえ、予算要望を検討し提出するものです。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」が始まって5年になりますが、その行き詰まりと破たんは明瞭です。「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすという掛け声のもと、日銀の「異次元金融緩和」や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業の収益は過去最高となって、内部留保は400兆円を超え、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。

しかし、労働者の実質賃金は5年のうちに、年収で14万円も減っています。日銀の「異次元金融緩和」も実体経済には全く効果がなく、副作用だけが拡大しています。

さらに重大なことは、「アベノミクス」が、格差と貧困をいっそう拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしていることです。自民党政権のもとで、とりわけ1990年代後半以降、新自由主義的な経済政策が強行されたことにより、所得、資産など、あらゆる分野で格差と貧困が広がり、日本の経済と社会の大問題となっています。

いま区民の実態は、3年前の消費税8%への引き上げで暮らしと営業は深刻です。さらに国民健康保険料の値上げ、年金給付は毎年減額、異常な円安による物価高騰が襲っています。区に対する国保料への1万件以上の問い合わせや怒りの声など、多くの区民から悲鳴の声が上がっています。生活保護受給者が13,555世帯16,729人（今年9月末現在）、就学援助は小学生5,284人（18.4%）、中学生3,105人（27.9%）（今年4月末現在）、区の取り立て強化の中でも国保滞納30,673世帯（28.9%）、短期証発行2,365世帯、資格証明書発行722世帯（今年6月末現在）と深刻です。特養ホームの待機者は1,053人（今年6月末現在）、4月からの認可保育園に申し込んで入れなかった児童数は2次不承諾数で1,845人となっています。

日本一と言われた高度な技術のものづくり集積地の大田区でしたが、最高で約9,000社あった区内中小工場は、大企業の横暴と海外進出・産業空洞化、バブル崩壊やリーマンショックなどで、3年前の調査では3,481社となり、現在は3,000社を割っているとも言われています。倒産・廃業が依然として後を断たず、2016年は倒産件数は65件です。

区民の所得からみても、納税者の平均で2016年営業所得は420万4千円（前年より8万8千円増）、給与所得は393万5千円（前年より2万1千円増）となっていますが、消費税増税分にも追いつかず、ものづくりのまち大田区の中小企業経営者や勤労者が一段と厳しい環境にあることが表れています。

しかしこの間、大田区政は、区民生活を支えてきたあらゆる分野の施策を縮小・廃止し、受益者負担を理由に、今年4月から施設使用料、小・中学校給食、学童保育料、9月から保育料の値上げを進め、更に新年度は臨海斎場火葬料や自転車駐車場の使用料の値上げをすすめようとしています。

新年度の予算編成方針でも「目下の喫緊の課題解決とともに、区民目線に立った事業の見直し・再構築を行うことによる『選択と集中』をオール大田で一丸となって取り組む必要がある」とし、引続き進めようとしています。また、公共施設適正配置方針で、今後45年間で公共施設を1割程度削減する計画や、新たな財源確保で土地の売却も掲げ進めようとしています。

一方で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「国際都市おおた」をめざすとして、特に新年度は羽田空港跡地のまちづくり計画、新空港線「蒲蒲線」を推進することを始めとして、雑色駅前再開発とJR蒲田・大森駅周辺再開発などのために、積立基金と区税投入を進め、大規模開発に拍車をかけています。いまこそ、「住民の暮らしと福祉を守る」という地方自治体の原点に立った予

算編成に改めることが求められています。

日本共産党区議団は、安倍暴走政治と対決し、野党や区民との共同を広げて、地域・職場にも憲法が生かされる社会をめざしてがんばりぬく決意です。

また、大企業・ゼネコン奉仕の不要不急な大規模開発ではなく、保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、75歳以上の高齢者医療費ゼロ等をはじめ、区民のいのち・暮らし、営業を守るために、予算の重点を切り替えるよう求めます。

2018年度予算編成にあたり以下の項目の実現を強く要望するものです。速やかな回答を求めます。

予算要望	389項目
★ 重点	31項目
☆ 新規	42項目

(回答部)

の枠内は、大田区・区教委からの回答です（原文ママ）。  
回答は2018年5月7日受領。

## 一. 区民の命と財産を守る防災対策のために

- ★ 1. 区の防災計画は、自助を優先するのではなく、公助の立場に立つこと。

(総務部) 大田区地域防災計画においては、区民と地域が自らの責任で行う「自助」「共助」と、区や防災機関が防災力強化に責任をもって取り組む「公助」の連携と協働によって、地域力を結集し、総合防災力を高めることとしています。

したがって、「自助」を優先しておりませんし、「公助」の立場にも立って計画を策定しています。

- ★ 2. 防災計画は九州北部や全国豪雨などの教訓から、現在の最新の知見から考えられる最悪の想定  
の立場にたった抜本的な見直しを早期に行うこと。

(総務部) 大田区地域防災計画〔平成 28 年修正〕は、平成 28 年熊本地震の教訓や近年頻発する風水害対策を盛り込んだ内容として、平成 29 年 8 月に発行しました。

今後も、最新の知見や災害の教訓を踏まえ、適時適切に改訂を行ってまいります。

3. 防災計画は、災害時要配慮者の対策が不十分なので、意見・要望を十分にとり入れ、それぞれ  
に応じた具体化すること。

(総務部) 地域防災計画では、第 2 部第 9 編で要配慮者及び避難行動要支援者対策について定めています。福祉部や特別出張所と連携を図るとともに、障がい者団体や区内各関係団体・機関などからのご意見を頂戴しながら推進してまいります。

4. 津波避難ビル協定は、前進面はあるものの臨海部・河川周辺地域は不十分である。引き続き取  
り組みを強めること。また、液状化に備えた土壌改良などについては、補助金の創設等、具体的  
な施策を早急に取り組むこと。協定のできた避難ビルを関係者周囲に周知すること。

(総務部) 都が津波の被害想定を発表した平成 24 年度から大田区では津波避難ビル指定の取り組みをしてきました。平成 26 年度までに臨海部及び多摩川沿岸部付近の区立小中学校 (39 校) や区営住宅 (14 住宅)、都営住宅 (全住宅) 等公共施設を中心に、協定を締結した民間施設も含めて合計 134 の施設を指定しており、大田区地域防災計画 (資料編) や大田区津浪ハザードマップにおいて公表しております。

(まちづくり推進部) 津波による浸水想定地区では、概ね 400m 圏内に 1 か所以上の避難施設を指定済みで、避難者の収容に必要な面積も確保しているものと考えておりますが、引き続き一時避難施設の確保に努めてまいります。

また、地盤の液状化対策は、建物を設計する際に個々の地盤状況や建物の規模などに応じて設計士や建主の責任において対策していただくものと考えております。そのため、区民の皆様は、その土地が液状化の可能性のあるかなどの情報を広く公表し相談に対応しております。

5. 公共施設の耐震工事は、2015 年度の耐震診断の結果に基づき計画を作り、保育園や児童館、図  
書館などは最優先で行うこと。特に民間委託した保育園は防災対策と施設整備を含め直ちに取  
り組むこと。

(企画経営部) 公共施設の耐震診断につきましては、既に完了しております。診断の結果、補強等改修が必要な施設につきましては、公共施設整備計画に基づき順次工事を進めてまいります。

6. 区の 2020 年までの耐震化率 95%を早めること。区内 7 万棟ある旧耐震基準の建築物の耐震化

は優先課題である。熊本地震では震度 7 の大地震が連続して発生し、新耐震基準の建物が倒壊した。民間住宅への耐震診断・耐震改修工事に際して、耐震等級 1 にとどまらず、耐震等級 3 まで進むよう耐震等級別に限度額と助成率を引き上げるなど、拡充と区民への普及や広報を強めること。また、部分改修も助成対象にすること。

(まちづくり推進部) 首都直下地震の際に家屋の倒壊を防ぐには、部分改修ではなく耐震改修により現行の耐震基準である耐震等級 1 (構造耐震指標 Iw1.0 以上) を満たすことが重要であり、耐震診断の結果 Iw 値 1.0 未満に診断された家屋について、Iw 値 1.0 以上にすることを助成条件としています。

申請者の希望により、耐震基準で想定される 1.5 倍の地震力に耐え得る耐震等級 3 に補強する工事も助成対象としており、申請者の意向も踏まえ改修内容を選択できる制度としています。耐震化助成制度は、住宅等一定の条件を満たす建物の改修費用の一部を助成するものですが、一方で民間住宅を改修することにより、個人資産の形成に資するという面もあることからバランスをとった設定としています。

7. 耐震シェルター・耐震ベッド設置は全額助成とし、広報をすること。

(まちづくり推進部) 耐震シェルター・ベッド設置助成は、建物全体の耐震改修を行うことが困難な高齢者や障がい者を対象にしていますが、平成 28 年度から、所得に関わらず全ての高齢者等が利用できるよう助成対象を拡大しました。今後も、様々な助成制度をニーズにあわせて適宜紹介し、利用につなげていくことで命をまもる防災対策等を進めてまいります。

8. 分譲マンションの耐震診断・耐震改修工事は、住民の合意が必要となるため、区が丁寧に相談にのりながら進めること。

(まちづくり推進部) 区分所有者間の合意形成が難しい分譲マンションについては、アドバイザー派遣制度を見直し、専門家が個々のマンションの建物や設備の劣化状況等を調査し、各マンションの実態に即したアドバイスをきめ細かに行う制度に平成 28 年度から拡充しました。引き続き、拡充したアドバイザー派遣制度を積極的に普及啓発していくことで、分譲マンションの耐震化を進めてまいります。

9. 全ての高齢者、障害者、ひとり親世帯を家具転倒防止器具助成対象にすること。家具の数を制限をなくすこと。

(総務部) 家具転倒防止器具の支給及び取り付けについて、自らの生命は自身が守る自助の観点から、区民が各自で対応する防災対策であると考えております。

ただし、自分で取り付けが困難な高齢者や障がいのある方に対しては、所得の上限を設けた上でタンス 2 棹まで、区が家具転倒防止器具の支給及び取り付けを実施しております。引き続き家具転倒防止の重要性を啓発するとともに、この取付事業の利用率の向上を図ってまいります。

10. 全ての高齢者、障害者、ひとり親世帯への火災警報器設置のあっせんや周知だけでなく、助成を直ちに行うこと。

(総務部) 火災警報器の設置につきましては、平成 22 年 4 月 1 日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、区民が自主的に設置するものと考えております。

区では、住宅用火災警報器の設置が進むよう、大田区商店街連合会と連携して、あっせん事業で啓発・促進しております。平成 29 年度は、防災フェアであっせんコーナーの設置を行った

ほか、防災用品の備えのさらなる周知のため、町会向けの回覧板のチラシの回数を増やすことで啓発を行いました。今後も、設置促進のため、区民の皆様に対して普及啓発をまいります。

11. 通電火災・延焼防止のため、区民の自助に頼るのではなく、感震ブレーカーの設置助成制度を新設すること。

(総務部) 感震ブレーカーについては、区民が自主的に設置するものと考えており、このため、平成27年1月から大田区商店街連合会による防災用品のあっせん商品に取り入れました。また、平成29年からは、従来の簡易タイプのほか、コンセントタイプについてもあっせん品に加えることで、各家庭の状況に応じた設置ができるよう、ホームページやチラシも活用し、周知を行っております。

12. 駅、商店街、大店舗等、区民が多数利用する場所・施設での防災教育と訓練を充実させること。防災意識向上のための施策を進め、参加者を増やす努力をすること。

(総務部) 区では、商店街のイベントや事業所にて、職員が出向した防災訓練の指導や防災講話を実施しております。9月1日の「命を守る3動作の訓練」では、多くの商店街や企業にも参加をいただいております。また、法人会等において、出前型防災講話の制度紹介等を実施しております。災害時の被害を軽減するためにも、今後もこれらの取組みを継続してまいります。

- ☆ 13. 防災教育や訓練の際、障害者も参加できるような施策を進めること。

(総務部) マンション防災講習会や要配慮者支援講習会等の防災危機管理課が主催の講習会等では要約筆記や手話通訳を行い障がい者の方でも参加できるように取り組んでおります。

また、大田区総合防災訓練においても、自立支援協議会防災部会に出展いただいております。この防災部会を通じ各障がい者団体等に連絡いただいております。今後もこれらの取組みを継続してまいります。

14. 全国各地でのゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進し、被害住民への救済措置は迅速に行うこと。ゲリラ豪雨の発生が予想される地域には防災無線や広報車も活用するなど、住民・区民に情報提供を徹底すること。また防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入に助成すること。浸水地域については、下水道は毎時75mmの降雨量への対応では不十分なので、早急に毎時100mmの降雨量に対応するよう都に求めること。

(総務部) 区では、ゲリラ豪雨や台風等により、浸水被害が発生した地域については、速やかに現地調査を実施し、消毒液の配布や見舞金支給手続きの説明などの迅速な対応をしております。また、区民への注意喚起として、大雨警報等が発表された場合などに、区のホームページや安全・安心メール、ツイッターなどを通じて、いち早くお知らせするよう努めております。半地下住宅等への浸水防止対策としては、平成26年度から、18特別出張所管内に「土のう置場」を21か所設置し、区のホームページやチラシなどでPRするとともに、これに加え、27年度から区の防災用品のあっせんに「簡易水のう」を追加し、防災講話や防災訓練などの場で、普及啓発を行っております。

(都市基盤整備部) また、東京都下水道局では、浸水被害が発生した上池台地区を時間75ミリの降雨に対応できる対策地区に指定し、浸水対策を進めております。

近年頻発する局所的な集中豪雨を踏まえ、区では、今後も継続して、区民への普及啓発に努めるとともに、東京都には各種会議体を通じて、浸水被害軽減のための治水対策を求めてまい

ります。

15. がけ崩れなど災害から区民の命を守るため、区が危険とみなすがけ 70 か所は、がけ等整備工事助成制度の拡充をし、整備すること。区が行ったがけ調査の C ランクについては対策を急ぐため、個人の資産形成という考え方を改め、人命尊重の立場から工事費の全額を助成すること。A・B ランクについては助成額・率を拡充すること。

(まちづくり推進部) 民間施設の改修工事は、個人資産の形成に資する部分があり、自助により行うのが原則となります。一方で、大雨等によりがけが崩落した場合、周囲を巻き込み大きな災害になることから、改修費用の一部を公費で助成する制度を設けています。規模の大きながけの所有者からは、改修に高額な費用を要するとの声をいただき、平成 29 年度から、がけの規模に応じ最大助成額を 300 万円から 600 万円に大幅に引き上げました。

引き続き、拡充した助成制度の周知に努め、危険ながけの改修を進めてまいります。

16. 被害想定に応じた区の学校備蓄倉庫の食料備蓄量及び必要な物品の種類を増大や、本庁舎・四地域センター・出張所など公共施設・民間マンションなど備蓄倉庫を増やし、被災者への十分な備蓄品の確保を目指し、更に進めること。

(総務部) 毛布や非常食糧については、東京都の新たな被害想定に基づく想定数分の備蓄を平成 28 年度に完了しております。資機材についても、車いす対応用プライベートテントを配備する等、充実させてきております。

このほか、公共施設の建設や建替え、民間による大規模開発などの際に、備蓄倉庫が不足している地域での倉庫の設置を働きかけ、備蓄の充実を図ってまいります。

なお、大田区開発指導要綱の改正(平成 29 年 4 月 1 日施行)に伴い、一定規模以上の集団住宅に、備蓄倉庫設置の義務付け規定を設けたことで、実際に備蓄倉庫の設置が行われるなどの効果も現れ、引き続き、災害時の備蓄推進に努めてまいります。

17. 福祉施設のみならず、全ての区民施設における備蓄は非常勤・臨時職員分を確保すること。

(総務部) 区職員の災害時における非常用食糧については、災害対応を行う職員分を前提としているため、非常勤・臨時職員を抜いた人数の 3 日分を購入し、各所属ごとに保管しております。

18. 小規模災害見舞金の対象に床下浸水を含めるなど抜本的に拡充し、支給額を抜本的に引き上げること。

(地域力推進部) 小規模災害時には、プラム蒲田、シャンボール大森のほか 3 泊 4 日まで旅館組合と協定を結んで、一時的な住まいを用意しています。また、日赤の毛布、バスタオル等の支給も行っています。

19. 被災して自宅に住めなくなった場合、災害時の現物支給品の充実を図ること。

(総務部) 区は災害時、自宅を失った方が避難所で生活をする際に最低限必要となる物資(食糧、毛布、衛生用品等)を備えており、必要に応じた支給ができるよう備蓄品の整備を進めております。

20. 地域防災力強化を進めるための市民消火隊への助成金の増額をし、支援を強化すること。

(総務部) 市民消火隊には結成時に C 級ポンプの配備、個人装備品を支給し、以降は毎年、活動費や装備品などに使用していただけるよう助成をしております。

具体的には、年間 110,000 円の助成金と訓練 1 回につき 3,000 円を特別助成金として助成し

ており、各消火隊で、必要な装備品を購入できる制度となっております。平成28年度からは、市民消火隊のC級ポンプの買替え時に取扱い易い4ストロークエンジンのポンプに更新しております。

今後も当該助成制度による助成を継続していくほか、C級ポンプの定期的な更新により支援をしてまいります。

21. 市民消火隊の制服等の備品を定期的に支給すること。

(総務部) 1-(16)〔党区議団注：前項〕の記載のとおり、市民消火隊には結成時にC級ポンプの配備、個人装備品を支給し、以降は毎年、活動費や装備品などに使用していただけるよう助成をしております。

当該助成制度を活用いただきたいと思います。

22. 大田区開発指導要綱第9条に基づいて防火水槽を設置する際、助成をすること。民間マンション業者等に建設の際に防火水槽の設置を義務付け助成をすること。

(総務部) 防火水槽については「大田区開発指導要綱」第9条に基づき設置を定めており、その際は管轄の消防署との協議をお願いしております。区内の水利はほぼ充足しており、区として民間マンション建設の際の防火水槽の設置助成は考えておりません。

23. 四地域庁舎管内ごとに東糶谷防災公園のような防災公園を設置の検討ではなく計画を作り設置すること。

(都市基盤整備部) 防災公園は、大田区地域防災計画に基づき計画的に設置しておりますが、現在新たな設置計画はありません。

24. 広域避難場所が一部変更されたが、特に津波や液状化が懸念され、区民から不安の声が上がっている多摩川河川敷、羽田空港は変更するよう都に再度求めること。

(総務部) 避難場所の指定は、都条例に基づき都知事が指定しております。平成25年度に津波被害の想定が懸念される場所についての見直しを実施され、多摩川河川敷六郷橋一帯やふるさとの浜辺公園が指定から解除されました。この見直しでは、平成24年度に発表された「東京都の被害想定」や「第7回地震に関する地域危険度測定調査報告書」で、想定される津波による浸水や液状化被害について東京都避難場所連絡協議会において十分検討された結果、指定されたものであり、避難場所として活用できるものと考えております。

25. ヘルプカード(たすけてねカード)の配布は申請主義ではなく対象者に送付し、防災訓練などの機会をとらえて、区民に周知をすること。

(福祉部) ヘルプカード(たすけてねカード)は、今後も機会を捉えて周知するとともに、希望された方に配布してまいります。

26. 災害時の在宅医療・介護支援体制の整備について

① 医療・介護・障害者・妊産婦などの災害時要援護者専用の避難所の整備を進めているが、更に拡充すること。要配慮者が直接福祉避難所に行けるような体制を早急に整備すること。

(福祉部) 特別養護老人ホームなどの高齢施設や、障がい者施設と災害応急活動に対する協力に関する協定を締結し、福祉避難所の整備を進めているところです。平成29年度には、新たに1施設(高齢)と協定を締結いたしました。

また、福祉避難所における開設訓練等を実施し、体制の強化を図っています。要援護者が避難生活において各々の特性に応じ、配慮された場所となるよう引き続き整備に取り組みま

す。

地域防災計画において、被災した方は、まず学校避難所への避難を原則としております。このため、福祉避難所に直接避難できるような体制づくりについては、今後の検討課題といたします。

- ② さぼーとびあは、障害者が災害の際に直ちに避難できる体制をとること。

(総務部、福祉部) 障がい者総合サポートセンターは、発災後に一時避難所である学校での避難生活が困難な障がい者の受入れのための福祉避難所に指定されています。そのため、発災後1日目から3日目の間に福祉避難所を開設できるような体制を整える準備をしております。

- ③ 災害時要配慮者の支援体制について、町会・自治会任せにせず、区の責任を明確にし、実態に合った計画を作成し、避難できる体制を整備すること。

(総務部) 地域防災計画では、第2部第9編で要配慮者及び避難行動要支援者対策について定めています。福祉部や特別出張所と連携を図るとともに、障がい者団体や区内各関係団体・機関などからのご意見を頂戴しながら推進してまいります。

- ④ 災害時の避難所・障害者福祉避難所には、聴覚障害者情報受信装置(アイドラゴン)、テレビ電話、光る筆談ボードを設置すること。

(福祉部) 一時避難所には、4か国語対応のコミュニケーションボードを設置しております。障がい特性に配慮した物品の福祉避難所への配備につきましては、他部局とも優先度を研究のうえ、設置に向けて検討してまいります。

- ⑤ 災害時に支障を来さないよう、また防災意識を高めるよう、障害のある方への防災グッズを普及・支援し、健全者に周知・広報すること。

(総務部、福祉部) 障がいのある人もない人も、災害時においても安心できる体制が必要であると考えております。このため、大田区自立支援協議会防災部会とともに、防災訓練への参加などの取組みを進めております。訓練等を通じ、備蓄している防災グッズを展示するなど、障がいのある方の防災意識を高めるよう取り組んでまいります。

- ⑥ 区は常に在宅酸素、人工呼吸器、医療介護機器の使用者を把握し、機器の非常用電源を確保するための助成をすること。

(福祉部) 災害時に備え、在宅における人工呼吸器使用者等については訪問看護ステーションなどを通じて把握に努めています。また、災害時の電源確保のため各地域庁舎に発電機を整備しております。

- ⑦ 医療機関が発電機を購入するため、東京都の助成制度を復活させるよう求め、区独自でも支援すること。

(健康政策部) 医療施設の自家発電設備の導入補助につきましては、平成23年度から3年間、都の事業として実施されました。自家発電整備助成につきましては、他の制度や他の業種との連携を含め、全体の課題と受け止めています。

27. 羽田地区に限らず、防災の名による道路拡幅は住民の合意なしに進めないこと。

(まちづくり推進部) 現在、区内では羽田地区において整備計画に基づき、避難路確保などを目的とした道路拡幅事業を行っています。実施にあたり、計画の趣旨を丁寧に説明するとともに、沿道地権者のご理解、ご協力を得ながら進めているところです。

様々な形で進めるまちづくりでは、地域の協力を得ることが重要と考えており、引続き関係者への丁寧な説明に努めてまいります。

28. 防災行政無線の移設・設置工事は、区内業者に発注すること。

(総務部) 設置工事は機器の購入及び既存システムとの連動作業等導入業者しか対応できないものについては導入業者に発注していますが、移設工事については可能なかぎり、区内業者で発注しており今後も対応可能なものについては区内業者に発注していく考えです。

## 二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために

1. 放射能汚染から子どもの健康を守るため、東京電力が起こした福島原発事故による年 1 回の体内被曝調査を行うこと。相談窓口設置、健康診断など、いつでも対応できるようにすること。

(健康政策部) 現在、福島産の農作物は検査されて市場に出廻っており、また区内学校給食・保育園給食では調理済み給食について検査を実施しているところですが、特に測定値に異常はありません。そのような中で体内被曝調査については集団健診の意味は低い為、実施は考えておりません。

一方、健康相談については現在も相談をお受けしています。

2. 放射線量測定は区が行っている月 1 回・1 ヶ所だけでなく、全区立小・中学校、保育園、幼稚園、児童館、公園、通学路などホットスポット、区内全ての公共施設と公園、河川、農地の放射線量・土壌中の放射能を定期的に測定し、公開すること。測定することは無駄ではなく、安心・安全確保になる。

(環境清掃部) 平成 23 年 5 月以降、都内では放射性降下物が検出されておらず、空間放射線量測定値が安定している状況です。今後も、都内のモニタリング結果を注視し、結果に変動が見られる場合は、測定箇所や頻度を見直し、即時に対応いたします。

区が所有する施設等において、空間放射線量が特に高い場所があるという情報が入った場合などは、所管部署と連携し、シンチレーション式サーベイメータを用いて測定し、安全の確認を行い、その結果は区 HP 上で公表していきます。

3. 福島県から大田区に避難している子どもたちの甲状腺がん検診は、大田区内で実施すること。また、希望する大田区の子どものも対象にすること。また、子どもたちがいじめにあうことがないよう相談体制を取ること。

(健康政策部) 福島県では、福島第一原子力発電所の事故による県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる健康の維持、増進を図るために、甲状腺検査を含む「県民健康調査」を実施しています。事故当時 18 才以下の全県民を対象にこの検査を行い、成人した後も長期的に経過を観察することとしているため、福島県での検診受診が望ましいと考えます。

## 三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と働く人の生活を守るために

- ★ 1. 区内中小企業を区がかつて位置づけていたように広い意味での公共財として位置づけ、資産形成となるため支援できないという立場を克服し、抜本的な支援をすること。

(産業経済部) 大田区産業は公共財として位置づけられるものではありませんが、これまで同様に工場の立地環境の整備や新製品新技術開発支援、取引拡大の支援、人材育成、創業支援など様々な事業を通じて大田区産業の発展に取り組んでまいります。

2. 大企業応援であり区内中小企業への支援にならない国家戦略特区の指定地域から撤退すること。

(企画経営部) 国家戦略特区による規制緩和は、ものづくりのまち大田区においては大きなビジネスチャンスであり、区内中小企業への経済効果を期待しています。

なかでも規制緩和メニューの一つである「都市計画法の特例」を活用した羽田空港跡地第1ゾーン整備事業では、先端技術が集積する国際産業拠点を構築することで、区内産業の活性化を目指してまいります。

3. 区内地域産業への消費税 8%増税の影響は「大田区の景況」にあらわれている。国の対策としての消費税価格転嫁対策や違反行為の公正取引委員会への措置請求は何ら効果が出ていない。景況調査に基づく抜本的対策を進めること。

(産業経済部) 消費税の 8%増税に際しては、国において、消費税転嫁対策特別措置法を制定するとともに、消費税価格転嫁等対策として、説明会等の開催、下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定、相談窓口の充実など様々に取り組んできました。現在も公正取引委員会と一体的に、転嫁拒否等に対する監視・取締りや、転嫁状況のモニタリング調査を実施するとともに、全国的な広報・相談対応態勢を取っています。区は消費税を、社会保障制度を支え、区内産業者を含め区民の暮らしを守る重要な財源と考えており、区内地域産業に特定した対策を行う考えはございません。

- ★ 4. 消費税の 10%への増税は区内商工業に致命的な打撃を与えることになる。中止を政府に求めること。

(企画経営部) 社会保障制度の安定財源確保のため、消費税の引き上げによる増収分は、全額社会保障の充実に充てられるものとされています。また、引き上げに当たっては、家計への負担を和らげるため、軽減税率が導入されることとなっていることから、当面は様子を見るべきと考えます。

5. 2014 年度に区内製造業・商店街の実態調査を行ったが、調査で提案された対応策の具体化が対象企業数、予算とも不十分である。「産業経済白書」を作成し方向性を明確に示すこと。

(産業経済部) 平成 26 年度に、工業分野では、製造業と関連する業種を含めた全事業所を対象とした「ものづくり産業等実態調査」を実施し、一部の企業には、職員が訪問し取引関係や事業承継等について直接ヒアリングを行いました。本調査の結果にもとづき平成 27 年度からは、地域経済に波及効果の高いコネクターループ企業を中心に訪問し、立地上の課題等についてヒアリングを実施しています。また、商業分野でも同様に平成 26 年度に「大田区商店街調査」を行い、平成 27 年度からモデル商店街事業を実施しています。調査に基づき、必要な予算は措置しており、「産業経済白書」を作成する予定はございません。

6. 社員こそ大切という立場で、区内中小企業は原則正社員で支えられている。雇用形態等の労働実態調査を行うこと。

(産業経済部) 雇用形態等の実態把握については、経済センサスや就業構造基本調査等の国の統計調査を参考に、ハローワーク大森とも情報交換を密にしながら、必要に応じ「大田区の景況」調査を活用してまいります。従って、労働実態調査を別途実施する予定はありません。

7. 研究開発企業等拠点整備助成事業では区内中小企業の高い技術とネットワークを守ることができない。区は下町ボブスレーを評価しているが、協同で開発する工場がない。防災、福祉、教育等あらゆる分野で大田区のものづくりを活かすために、プロトタイプ型の工場を作ること。

(産業経済部) 仲間まわし等、区内企業の特性を踏まえ、今後もコネクターハブ企業を中心とした新たなネットワークの構築や、市場を開拓しようとする企業や企業グループに対して、適切な支援を行ってまいります。

8. 住宅リフォーム助成制度の助成率と限度額を 30%・100 万円へ引き上げること。2017 年度は 6,000 万円に増額はされたが、3 期に分割せず、通年の受付ができるようにし、予算を増額すること。より幅広い広報宣伝活動をつよめること。

(まちづくり推進部) 平成 30 年度は、期ごとの予算配分をなくし、1 期から 4 期の受付期間を 2 週間から 1 か月間に変更します。また、平成 30 年度予算では、前年度の当初予算より 400 万円増の 6,400 万円を計上しています。

今後も、区報やホームページにより、広報活動に取り組んでいきます。

9. 繁盛店創出事業は発注対象を区内事業者に限定するとともに、実績は診断件数 37 店舗、改善助成実績 21 店舗に留まっているため、中小企業診断士による条件は撤廃し、申込者全てに助成すること。

(産業経済部) 繁盛店創出事業は、専門家の診断及び申請内容の審査によって助成対象を決定することにより、効果の高い事業となっております。

10. 商店街ではなく個店を支援するため、トイレ・空調・調理器具・什器等のリフォームにも適用される、商店店舗へのリニューアル助成制度を高崎市等を参考に新設すること。住宅リフォーム助成制度のように、発注対象を区内事業者に限定すること。

(産業経済部) 区内の小売業、飲食業、サービス業を営む事業者に対して、公益財団法人大田区産業振興協会が、店舗デザインや経営指導に実績のある専門家を派遣し無料診断やアドバイスを行い、店舗改善費用の一部について助成する事業です。

平成 28 年度から空き店舗活用等を含む新店舗改装(創業・事業拡張)の場合も対象としています。

この助成制度を活用することが各個店の魅力創出につながっていると考えます。

11. 貸し工場について、区は「家賃助成などの固定費補助は全ての事業者に関わることであり、継続的に企業体力を維持発展させることにつながるとは考えておりません」としているが、東糀谷六丁目工場アパートの経営支援を期限付きで行っている。区内のものづくり集積を守るために区内全中小・零細企業に家賃助成等の経営支援をすること。区内中小・零細企業の 50%は借家であり、東糀谷六丁目工場アパートと同様の経営支援をすべき。

(産業経済部) 東糀谷六丁目工場アパートを含む区の工場アパートの使用料は条例で規定しております。区内中小企業への経営支援につきましては、産業振興協会で実施しておりますビジネスサポートを始めとした様々なメニューにより実施しており、家賃助成の考え方に変わりはありません。

12. 以前の経営革新緊急支援事業と同趣旨の国や都の設備投資関係の補助制度は、対象規模が異なり資本金 3 億円以下とか従業員 300 名以下などの中小企業が対象であり、3 人以下の零細企業が中心の大田区の企業には活用できず、利用件数も減っている。多くの区内中小・零細企業が

利用できる制度が求められます。経営革新緊急支援事業を復活し、機械のリース代、休業補償等固定費補助等にも適用すること。

(産業経済部) 設備投資助成については、国及び東京都において同趣旨の設備投資関係の補助制度が実施され、補助率や上限額が区の制度よりも高率・高額であることから、区の制度の利用者が減少しました。国や東京都においても小規模事業者に使やすい制度になっており、今後も区独自で設備投資助成を導入する予定はありません。

13. 区が債務保証していた経営支援資金、小規模企業特別事業資金は、融資後すぐ破綻しないよう中小企業診断士を活用すること。区内中小企業・業者の最後の命綱という目的に沿って復活すること。

(産業経済部) 区損失補償付融資あっせん制度につきましては、申込み件数が年々減少したことや融資実行後すぐに破たんする事業所が多いこと、公費を使って会社(個人)の債務を負担することの是非や東京23区はもとより近隣自治体においても、同様の制度は実施していないことなど総合的に判断して廃止したものであるため、復活させる予定はありません。

14. 責任共有制度は金融機関が地域貢献を果たすふさわしい役割を放棄させるもので撤回することを国に求めること。また撤回されるまでは区内中小企業負担分を区が支援し保障すること。削減された100%保証の信用保証料助成の復活と利率引下げを行うこと。年末に特別な時期に別枠の融資を受けられる特別な対策をとること。

(産業経済部) 責任共有制度は、金融機関に責任ある融資とリスク負担を求めるものです。保証料補助は、「公害防止やアスベスト対策に要する資金」など、事業者の責任において行うものを補助する意味から、一部の資金のみの取り扱いとさせていただきます。

なお、東京都との連携により、東京都の制度を併せて利用した場合、保証料の一部が都から補助されますので、この制度の周知を積極的に図ってまいります。

利率については、平成29年度に、表面利率が2.0%のメニューにつきまして、0.2%引き下げて、1.8%への引下げを実施いたしました。

15. 新製品・新技術開発支援事業については、区が申請段階から丁寧に援助し、助成条件をクリアできるよう助言する職員を増やし、予算を大幅に増額すること。

(産業経済部) 新製品・新技術開発支援事業の目的は、区内ものづくり企業の技術力、製品開発力の向上を図り、高付加価値を生み出すことで、区内工業集積の維持発展につなげていくことです。事業実施にあたっては事前説明会を開催し、申請書の書き方などを丁寧に解説しています。申請案件の採択に当たっては、事業目的にふさわしいかどうかを専門家の意見、判断を参考にしながら、新規性、優位性、市場性など多角的な観点から審査を行っており、予算の範囲内で対応できると考えています。

16. 原発に頼らない再生可能エネルギー関連の技術開発を大田区から進めるため、大田区の基幹産業となるよう、新製品・新技術開発支援事業とは別の再生可能エネルギー技術開発(小水力・風力・地熱など)に特化した新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げや実用化まで援助すること。

(産業経済部) 再生可能エネルギー技術開発を含め様々な分野での製品・技術開発を促せるよう「新製品・新技術開発支援事業」の中で支援してまいります。

17. 技術マッチング・販路拡大など仕事確保の拠点とするため、区内企業が製作した製品を年数回

の展示会で済ませないで常設のものづくり展示場をせめて以前の産業会館程度の規模で作ること。ものづくり連携コーディネーターの増員など、ビジネスサポートサービスを拡充し、更に強力に支援する専門家体制を作ること。

(産業経済部) 年に数回実施している展示商談会は取引拡大に寄与することを目的に実施しています。また、毎日、国内外からの受注・発注に応ずることのできる相談員を配置し幅広く商談機会を提供する受発注相談事業があります。これまでも公表を得ており、今後はさらに技術マッチングの精度の向上を図ってまいります。

18. 大企業に対し下請け二法を遵守するよう訪問や文書などの方式で指導し、一方的な単価切り下げや仕事打ち切りをやめるよう大田区としても求めること。また、中小企業・業者にも下請け二法の活用について広報するとともに、区としても独自の違法行為受付窓口を設け、日常的に中小企業庁等に届ける体制をつくること。

(産業経済部) 下請け二法については、国においてこれらの法整備と共に、様々な取組を行うことで、下請け取引の適正化を推進しています。下請け中小企業の困りごと等を聴取する取引調査員、いわゆる「下請けGメン」は、下請け中小企業への訪問調査を開始しました。この他に東京都では、東京都中小企業振興公社において、下請け取引に関する苦情及び紛争についての相談・調停・あっせんを行っています。また、区では「ビジネスサポートサービス」により下請け中小企業からのご相談に対応するとともに、国や都の相談窓口のご紹介もしております。

19. 青年の労働条件の改善のためポケット労働法を成人の記念に全員配布し、区政情報コーナー・図書館への配置のみならず可能な区施設でも頒布すること。

(企画経営部) 若年者の労働条件の改善や就業支援等につきましては、東京都の労働相談情報センターや東京しごとセンター等の事業によりその対応が図られており、必要に応じて相談者にご案内しております。ポケット労働法につきましては、発行元である東京都から毎年取り寄せている最新版を、区政情報コーナーに閲覧用・貸出用として配置しています。

20. 足立区や世田谷区のように区として若者支援課を作り、大田区独自でも39歳までの失業者数を把握し、若年層の雇用の総合的支援を行うこと。

(企画経営部) 若年層を取り巻く課題は、雇用面、収入面、住まいの確保など多岐にわたっています。これらの多様な課題に迅速かつ適切に対応するためには、若年層を総合的に支援する必要があると考えます。

現在、区ではハローワークと連携した就労支援や、JOBOTAを活用した生活再建支援等により、経済的な課題を持つ若年層をサポートしています。引き続き、庁内の関係各課はもちろんのこと、関係機関とも連携・協力して、雇用を含めた若年層の総合的支援を進めてまいります。

21. 以前東京都が行っていた、既存企業が大いに活用していた工業集積地域活性化支援事業については今こそ必要です。東京都に復活を求めるとともに、大田区独自事業として行うこと。ファブレス企業や医工連携等の新産業向けの東京都地域産業活性化支援事業だけでなく、既存企業が活用できる事業にすること。

(産業経済部) 「東京都地域産業活性化支援事業」は、ものづくり工場立地助成等を通じ既存の企業が活用できるようになっています。例えば、企業立地サポート業務委託事業では、企業訪問し立地に関する課題をヒアリングし、必要に応じてビジネスサポートサービス等に繋げるな

ど解決に向けた対応を適切に行っています。

22. 中小企業の後継者育成は、実態調査でも明らかになったように 9 人以下の事業所の 8 割が後継者がいなくて事業継承が困難と回答している。区が行っている「若者と中小製造業者マッチング事業」「おしごとナビ」や、国の行っている「訓練補助制度」を拡充するとともに青年を雇用する場合、雇用主に指導・教育・訓練、住宅費等、その他の材料費として一人年額 200 万円の助成を 3 年間行うこと。

(産業経済部) 事業承継問題は、喫緊の課題であると認識しています。引き続き、「若者と中小企業とのマッチング事業」、「おしごとナビ」を実施するほか、「おおたオープンファクトリー」なども活用し若者の雇用に繋げてまいります。

23. テクノ CORE での「大田の工匠 100 人」の製品展示などだけでは技術承継が図れない。「大田の工匠 100 人」も含め、第一線を退いた高度技能者の高度人材バンクを創設し、訓練施設を創設し、技術承継を図ること。

(産業経済部) 区内の中小企業者の方々が、自社の技術力の向上、技術的課題の解決や人材育成の一環として、「大田の工匠による技術指導・相談事業」を実施し、技術・技能継承の取組を進めています。本制度は、使い慣れた自社の設備を用いて指導いただくことができますので、高度人材バンクや訓練施設を創設する考えはありません。

24. 区が行っている「次世代ものづくり人材育成事業」の規模の拡大に加え、六郷工科高校の保護者に対する理解と協力を求め、区内就職の機会を増やすなど、区内中小製造業の後継者育成のための学校・保護者・区内製造業との三者交流の機会づくりを強化すること。

(産業経済部) 教育委員会との共催事業である、「ものづくり教育・学習フォーラム」では、六郷工科高校に参加いただいています。こうした機会を捉え、交流に努めてまいります。

25. 中学校の職場体験の受け入れ事業所に、感謝の気持ちとしての謝礼品だけでなく営業保障としての経済的支援をきちんと行うこと。

(教育総務部) 受入事業所の皆様には、安全かつ有意義な職場体験となるよう生徒一人ひとりに対し、きめ細かい御配慮をいただくとともに、子どもたちの望ましい社会性や勤労感の育成に協力くださり心より感謝しています。職場体験は無理のない範囲で受け入れをお願いしており、営業補償としての経済的支援を行う考えはありませんが、協力企業に対しては、感謝の気持ちとして謝礼品をお渡ししております。

26. 商店街の装飾灯は、地域の防災・安全にとって重要な役割を果たしている。省エネ化のための装飾灯の LED 化は、区と都で全額助成を行うこと。

(産業経済部) 商店街装飾灯の LED 化に関しては、都の実施している「東京都政策課題対応型商店街事業」で補助を行っております。

区では制度利用を促すとともに、申請に必要な情報提供及び申請するためのアドバイスなども行っております。

さらに平成 27 年度から区独自の上乗せ助成を開始し、3 年間に 38 商店街が助成制度の利用があるところです。なお、全額助成については考えておりません。

27. 所得税法第 56 条は同居親族に対する給与を一定額しか認めないため、中小零細企業の後継者育成に極めて障害になるとともに、男女同権に反し、生計が成り立たず、中小企業の存続を脅かす事態となっている。廃止を求める意見書を国に提出すること。

(区民部) 所得税法第 56 条の規定の目的は、従来の同居親族合算の制度を廃止いたしまして、個人単位の課税制度が採用されたときに、所得税は累進課税を採用していますので、所得の分散等個人単位課税制度を利用した租税回避を防ぐためにこの規定が設けられたものと理解しています。

また、平成 23 年度税制改大綱において、白色申告者の記録水準が向上した場合における現行専従者控除について、その専従者の実態等を踏まえた見直しのあり方を検討することとされています。

本区といたしましては、国税における検討結果が、地方税法における取扱いにも反映されることから、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

また、平成 23 年度税制改大綱において、白色申告者の記録水準が向上した場合における現行専従者控除について、その専従者の実態等を踏まえた見直しのあり方を検討することとされています。

28. 繁盛店創出事業は空き店舗の活用も対象に拡大されたが、地域経済活性化の視点を組み入れ、個店への助成も可能な制度にすること。

(産業経済部) 平成 28 年度から繁盛店創出事業は空き店舗活用等を含む新店舗改装(創業・事業拡張)の場合も対象としています。

- ☆ 29. 商店街お休み処への補助金を継続し、増額すること。

(産業経済部) 平成 29 年度から「商店街コミュニティ活性化事業補助金交付要綱」で補助を行っています。

30. 大型小売店の進出から商店街と地域住民の環境を守るため、大型店影響調査を行なう等、区独自の規制条例をつくること。

(産業経済部) 大型店の進出に伴う商店街や地域住民への影響については、届出の内容により、関連部局や大田区商店街連合会に情報提供を行う等、引き続き関連部局や関係団体と連携して対応してまいります。

31. 指定管理者制度、民間委託された特養ホームが、近隣の商店街から物品・食材購入をほとんどしなくなった。区内商店街振興のために、購入を促進するよう区が対策をとること。

(福祉部) 区立特別養護老人ホームの食材購入については、区内産業振興の観点から、従前より大田区商業協同組合からの購入を働きかけ、協力を得ています。

32. 指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等の改修工事については、区内業者を優先して発注するよう区が指導すること。

(福祉部) 区立指定管理の特別養護老人ホームや民営化した元区立の特別養護老人ホームの改修工事については、運営事業者が契約し実施する工事は、施工業者を入札する際には原則的にその参加資格に区内業者とするよう、事業者に対して求めています。

区が実施する工事については、規則に則り適正に実施しています。

(こども家庭部) 保育園の改修工事につきましては、基本協定及び建物等使用貸借契約に則って、区の責任を果たしていきたいと考えています。

なお、区発注工事については、区内業者優先を原則としております。

33. 商店会がないところでも個店が実施する高齢者への宅配事業等への支援をすること。

(産業経済部) 商店街が新規に宅配サービスを行うときにかかる経費の一部については、「新・

元気をさせ！商店街事業」で助成が可能です。

具体的には、配達のための車両購入費やポスター・チラシの作成費などの3分の2を補助することができます。

さらに平成26年度から、買物弱者対策を強化するため区独自に補助率を3分の1上乗せしております。

高齢者への宅配事業については原則として個別店舗への支援は考えておりません。

34. 「大田区人口ビジョン」での就業人口の変化に伴う経済規模の影響を試算しているが「中小企業のまち」「労働者のまち」を取り扱う部署を設置すること。

(企画経営部) 区内中小企業及びそこで働く労働者の支援については、産業経済部が中心となり各種事業を実施しております。

「大田区人口ビジョン」にある経済規模・産業構造の変化に適切に対応し、必要な支援を継続してまいります。

35. 勤労者共済会への補助金を大幅に増額し、働きやすい大田区にすること。

(産業経済部) 勤労者共済については、区内中小企業の勤労者福祉サービスの向上を目的として、(公財)大田区産業振興協会が運営しております。人口減少や生活スタイルの多様化で会員数が伸び悩む現状において、大幅な公費支出の増額は考えておりません。今後も収支均衡を図りながら、多くの会員に魅力あるサービスを提供できるよう運営を工夫してまいります。

36. 中小企業の街、大田区として労働組合や社内サークルを勤労者共済会と同等に位置づけ、社会教育団体と同様に集会施設の優先予約制度や使用料減免制度を適用すること。

(総務部) 官公署及び公益団体であっても、その行事、催物が私益に渡るものである場合は、原則として減免の対象とはなりません。労働組合や社内サークルの催物は、公益のものとは認められませんので、適用はできません。

#### 四. 区民の暮らしと健康を守るために

- ★ 1. 区民の所得減や社会保障の負担増などで貧困層が拡大している中、消費税8%への増税は、区民の暮らしを直撃しているため、対策をすること。

(企画経営部) 国では、消費税率引き上げに伴う影響を緩和し、所得の低い方や子育て世帯の負担を軽減するため、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付措置を講じました。区においては、この給付金の支給事務を担い、平成29年8月に申請受付を終了しました。

- ★ 2. 区民の暮らしを直撃する10%への消費税増税の中止を、区は様子見をせず、政府に求めること。

(企画経営部) 社会保障制度の安定財源確保のため、消費税の引き上げによる増収分は、全額社会保障の充実に充てられるものとされています。また、引き上げに当たっては、家計への負担を和らげるため、軽減税率が導入されることとなっていることから、当面は様子を見るべきと考えます。

3. 応急小口資金の保証人なしの貸付額を10万円から当面30万円まで拡大すること。失業中でも活用できるようにするなど、貸付条件を緩和すること。

(福祉部) 緊急性が高く小額の貸付については、より迅速な貸付に努めています。保証人不要の限度額は、平成21年度に10万円に引き上げました。また、失業中の場合は、返済の確実性という観点から緩和は考えておりません。

#### 4. 国民健康保険の改善について

- ★① 2017年度は、広域化を見据えて、前倒しで大幅値上げになった。高すぎる保険料を値下げするため、国庫補助を増額するよう国に求めること。また東京都にも財政支援を求め、大田区でも支援を強化すること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ繰り返し求めています。東京都に対しても既に財政措置の充実強化を要望してきています。

大田区では毎年度、一般会計から国保会計へ多額の繰入を行い国保の維持運営を行っており、国保への支援をさらに強化することは、他の医療保険制度に加入する区民の方との公平性の観点から慎重に考える必要があります。

- ② 法定外繰り入れを廃止し、保険料の大幅値上げにつながる広域化に反対すること。

(区民部) 国民健康保険制度改革による、いわゆる国保の広域化(都道府県化)は、国民皆保険制度の基盤を支える区市町村国保の構造的な課題を解決し、国保の持続可能性を図るため、国民的な議論と公費拡充を踏まえて実現したものです。国保制度改革による広域化は、国保制度をより安定した制度とするために必要なものであると認識しております。

- ☆③ 国民健康保険法第1条に基づき、国民健康保険制度は社会保障であると「おおたの国保」にも明記すること。

(区民部) 国民健康保険は、相互扶助の理念に基づき、区市町村の住民を対象として、病気、けが等保険事故が発生した場合にあらかじめ拠出された財源から保険給付を行う社会保険制度であり、社会保障と明記する予定はありません。

- ④ 生活や営業に支障をきたすような差し押さえはしないこと。

(区民部) 保険料徴収の取組みは、公平な負担を実現するために、保険者として進めて行かなければならないものです。保険料の納付が困難な方には、いつでも納付相談をお受けし、生活状況を伺い、特別な事情があるかを充分お聴きして丁寧に対応しています。

- ⑤ 国民健康保険の出産育児一時金と同様の大田区が支払う委任払い制度を、他の医療にも拡大するために関係医療機関等と調整すること。

(区民部) 出産育児一時金の直接支払制度は、保険者が支払機関(国保連合会等)を通じて医療機関に対し直接支払うという国の制度です。被保険者の申請が必要な他の保険給付(高額療養費等)についても、区が保険者として医療機関に直接支払うためには、制度(仕組み)の創設が必要です。区が単独で制度を設けることは、対象医療機関の地域の限定、対象医療機関側に発生する事務の経費負担等の課題が生じ費用対効果の点から困難です。

- ⑥ 区民の負担を軽くするため限度額認定証の制度を区民へ周知徹底すること。

(区民部) 限度額適用認定証の制度については、大田区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しております。今後も、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

- ⑦ 国会答弁で認めているように「国保基盤強化基金」を活用し、区独自で保険料の値下げをすること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ、繰り返し求めてきております。また、特別区長会と

して国に対し国庫負担を充実させ、財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図るよう求めています。

- ☆⑧ 保険料の算定にあたって、以前行っていた住民税方式のように、所得金額から基礎控除だけでなく、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除等を適用すること。

(区民部) 国の基準により、旧ただし書き方式に統一されています。区独自に各種控除を適用する考えはありません。

- ⑨ 障害者、寡婦・寡夫、多子世帯に対する国保料減免制度や、介護保険にある境界層措置をつくるよう、国に求めること。また、区独自でも実施すること。

(区民部) 国保制度は応益割の考え方があり、所得に応じた保険料の負担をお願いしています。一方、保険料負担が厳しい方に対しては、均等割の軽減措置や、申請による所得割保険料の減免、一部負担金の減免制度が設けられています。区独自に境界層措置による減免制度を設ける考えはありません。

- ☆⑩ 被用者保険にはない均等割は多子世帯ほど負担が重くなり、他の医療保険制度に加入する区民と比べて不公平である。均等割の軽減を抜本的に拡充すること。まず児童医療費助成制度にあわせ、中学3年生までの均等割を無料にすること。

(区民部) 特別区長会として国に対し多子世帯への支援など、子育て世帯の経済的負担軽減するため、財政措置を講じるよう求めています。区独自に減免制度を設ける考えはありません。

- ⑪ 医療費の一部負担軽減(国民健康保険法第44条)の活用をより積極的におこなうこと。急性期だけでなく円滑な運用とすること。

(区民部) 国民健康保険法では、特別な理由がある場合となっております。区では、その理由を証明する書類を添えてご申請いただくように区報・ホームページ等によりご案内しております。恒常的に生活困難等の理由であれば生活福祉課にてご相談いただくようご案内しております。

- ⑫ 払いたくても払えない特別な事情のある国保料滞納者が、医療にかかれるよう、限度額適用認定証などを交付すること。

(区民部) 国保料滞納している方については他の被保険者との公平を期すため、納付相談等をしていただくことにより限度額適用認定証の発行を行っております。

- ☆⑬ 国保料滞納者に対し、「納税の猶予」「徴収猶予」があること、差押は「換価の猶予」や「差押の猶予」で解除できることを知らせること。

(区民部) 国保料の納付が困難な場合、事情をお聴きする中で減免制度の対象になると見込まれる方には、減免申請を案内しています。分割納付についても額や期間など相談に応じています。生活状況調査や財産調査の結果、納付の資力がないと判断される場合には、滞納処分の執行停止を行っております。また、差押を行った後も納付相談を行い、納付が困難と認められる場合には「猶予制度」を適用するまでもなく、差押の解除をしております。保険料の納付が困難になった方に対しては、事情をお聴きしたいこと、状況によって減免や滞納処分の執行停止があることなど、納付期限前の早い段階で相談していただくことが最善の策であることを本人に伝わるように丁寧に対応しております。

- ☆⑭ 国民健康保険運営協議会に公募委員を加えること。

(区民部) 国民健康保険運営協議会の被保険者代表としての委員の公募については、今後の検討課題としております。

5. 東京都後期高齢者医療広域連合に保険料の値上げをしないよう求めること。

(区民部) 東京都広域連合においては、制度発足以来、4項目の特別対策や、所得割額独自軽減という他の広域連合では実施していない、独自の保険料軽減対策を、62区市町村との合意のもとに、一般財源を投入し、行っています。今回の保険料率の改定においても、これらの軽減対策の継続実施を予定し、適切な料率改定を見込んでいます。区としては今後も東京都後期高齢者医療広域連合の動向を注視し、必要な対応を行ってまいります。

6. 住民税は、滞納者の生活実態に十分配慮し、生活や営業に支障をきたすような差押や強制捜査を行わないこと。「換価の猶予」を認めること。

(区民部) 滞納整理については、滞納者の生活状況等の把握に努め、滞納者との納付相談を行うことにより、自主納付につながるよう努めております。滞納処分及び換価の猶予の取り扱いについては、今後も法に従い適正に対応してまいります。

7. 生活保護について

- ★① 憲法 25 条に基づく生活保護制度を正しく理解するため、大田区報への定期的の掲載や「生活保護特別号」を発行するなど広報を強化すること。

(福祉部) 区民の方が生活にお困りになったときの相談については、くらしのガイド、区のホームページに掲載しています。実際の区窓口や電話での相談では、管轄の各生活福祉課を案内しています。今後もこれらにより周知を図ってまいります。

- ☆② 区のホームページに、生活保護制度がすぐに見つけられるようわかりやすく掲載すること。

(福祉部) 生活保護に関するご案内につきましては、区ホームページポータルサイト(福祉)を展開したサイトの中に「生活にお困りのときは」としてすぐに見つけられるよう掲載しています。

- ③ 生活保護は誰でも申請できることを周知するポスター等を区施設等に掲示すること。

(福祉部) 生活相談に来所された場合、面接担当職員が生活状況を十分伺った上で、生活保護の申請が必要であると判断するか、ご本人の生活保護申請意思を確認できれば、生活保護の申請をご案内しています。

- ④ 生活保護基準(生活扶助・住宅扶助)引き下げの撤回と、生活保護費の全額を国費で行うことを国に強く申し入れ続けること。

(福祉部) 生活保護基準は、民間最終消費支出の伸びを基礎とし一般国民の消費水準との均衡が図られるよう調整の上、国で算定されており、区から要望等を申し入れる考えはありません。なお、生活保護費を全額国費負担とするように、従来から特別区長会を通じて国に対して要望しています。

- ⑤ 生活保護世帯の見舞品(夏季・冬季)を復活すること。

(福祉部) 見舞品を復活する考えはありません。

- ⑥ 生活保護の老齢加算を復活することを国に要望すること。

(福祉部) 老齢加算の復活を国に要望する考えはありません。

- ⑦ 生活福祉課の「相談カード」の理由欄に「生活のこと」だけでなく「生活保護のこと」を加えること。

(福祉部) 相談カードで選択いただく相談内容(理由欄)は参考であり、項目等様式を変更する考えはありません。

- ☆⑧ 生活保護のしおりは自尊心を傷つけない表記に改め、ホームページに掲載し、窓口で配布すること。

(福祉部) 生活保護のしおりについては、わかり易い表現に努めるとともに、窓口で必要な方に配付しています。

- ⑨ 生活保護申請書を窓口置き、申請しやすくすること。

(福祉部) 生活相談において、面接担当職員が生活状況を十分伺った上で、申請の意思があれば申請書をお渡ししております。

- ⑩ 受給者の実態を無視した一方的な就労支援・一時停止・廃止はしないこと。

(福祉部) 就労阻害要因がない生活保護受給者に対して、就労に向けての援助、必要な指導や指示を行っています。また、指導や指示は受給者の状況に基づき行っておりますが、生活保護を適正に実施する上で必要な指導や指示に正当な理由なく従わない場合には、保護の停止や廃止等の不利益処分を行うこともあります。

- ⑪ 路上生活者等の住宅扶助は生活保護法第30条に基づき、居宅保護の原則を守ること。また、無料低額宿泊所や簡易宿泊所にやむを得ず滞在させた場合、長期にさせず、居宅保護に移行すること。

(福祉部) 居宅保護の適否は、受給者の方と十分にお話し、生活状況等から居宅生活が可能であるかを検討した上で判断しています。また、無料低額宿泊所や簡易宿所を利用している場合、居宅生活が可能と判断できれば、本人の意向を確認しつつ、アパート等への転宅を支援しています。

- ⑫ 無料低額宿泊所や簡易宿泊所の現状を把握し、環境の改善を図るため区が運営事業者を指導すること。

(福祉部) 無料低額宿泊所は、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業の1つで、都保護課が所管しています。設置・変更申請に対して都が現地調査を行い、居室面積等により月額利用料等の基準を設定しています。一方、簡易宿所は旅館業法に規定され、同法に基づき指導等がなされています。

いずれの施設も生活保護受給者が利用する場合、職員が現地に赴き状況を確認しています。

なお、平成30年通常国会に、無料低額宿泊事業の規制強化及び日常生活上の支援を行う事業所に対する支援を行うための社会福祉法等の改正法案が提出されています。

- ⑬ ケースワーカーの配置は就労支援員・面接員(家庭訪問に従事しない職員)を含めずに国基準を守り増員を図ること。警察官OBの配置をやめること。

(福祉部) ケースワーカー等の現業員は、社会福祉法に規定された保護世帯数に応じた適切な配置となるよう努めております。

また、生活保護業務支援専門員は、福祉事務所窓口における落ち着いた相談環境の維持等に寄与しており、不可欠な職種と認識しています。

- ⑭ 熱中症は生命にかかわる大問題であるが、エアコン購入を保護費で賄うのは無理である。購入費・工事費・電気代の補助を行うこと。

(福祉部) エアコンの購入・工事費、電気料金については、生活保護費に含まれており、他の電化製品と同様、毎月支給される保護費のやりくりによりまかなっていただくものです。区の法外制度として、当該機器購入・工事費用、電気料金の補助を制度化する予定はありません。

- ⑮ 生活保護受給者が医療に必要な検査を受けた際に自己負担分が発生しないよう区独自で助成し、国に制度の改善を要望すること。

(福祉部) 生活保護受給者の医療費は、原則として全額医療扶助によって賄われています。しかし、医療扶助のみを受給する場合には、世帯の収入状況により自己負担が発生しますが、保護の実施要領に基づくものであり、大田区独自の助成や国への改善要望は予定していません。

- ⑯ 大田区独自の法外援護である入浴券支給事業は、年 100 枚にすること。

(福祉部) 生活保護世帯の入浴に要する経費は、元々、生活扶助費に含まれております。自宅に風呂の設備がなく、巡回入浴サービス等も受けていない方を対象に、ケースワーカー等が現況を適宜確認の上、年に 1 回入浴券 30 枚を支給しております。大田区独自の法外援護であり、支給枚数を増やす予定はありません。

8. DV 被害者への支援のため、区独自でも緊急避難所を増やし、母子・父子自立支援員の増員・研修の充実をはかること。

(福祉部) DV 被害者対応を行う婦人相談員は、各課の相談件数、処理件数を踏まえて適切に配置しています。研修については、東京都の研修をはじめ、研修参加の機会を増やすとともに、OJT の充実に努めています。

緊急避難が必要な方については、関係機関と十分連携を取り、必要な対応を行っております。

9. 大田区特定健診について

- ① より区民が受けやすくなるよう期限をなくし通年実施し、夜間・休日にも実施できるよう医療機関を支援すること。後期おおた未来プランで受診目標を引き下げず、2018 年度まで 65% 実施を医療機関と協議し、区が責任を持つこと。

(区民部) 特定健診受診期間の拡大については、受診機会の拡大の一つとして従前から取組んできています。受診期間は対象者(40~74 歳)の抽出確認作業及び郵送準備の関係から 6 月に開始し 3 月末までとしています。健診開始時期の前倒しの工夫については今後も研究してまいります。土日・夜間に受診できる医療機関については一覧表にまとめ掲載し、ご案内をしています。引続き受診率向上に努めて参ります。

- ☆② 受診項目を減らさず、充実を図ること。

(区民部) 特定健康診査の健診項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令第 157 号)に規定されており、受診項目を減らすことはありません。

- ★ 10. がん検診の有料化は見直し、無料にもどすこと。年齢等の制限をせず、希望者全員が受診できるようにすること。

(健康政策部) 区民の皆様は、がんについての理解を深め、主体的にがん検診を受診する意識を高めていただくため一部自己負担を導入しました。同時に、受診しやすい検診とするため、各がん検診の実施期間の延長や胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん及び乳がんの主要 5 つのがん検診で、実施期間中に対象者で希望する総ての方が受診できるように受診予定者数の上

限を無くし、多くの区民の方に受診していただけるよう検診の充実を図ってまいりました。  
年齢等の受診資格については国の指針に基づき設定しております。  
来年度におきましてもこの内容を維持する考えです。

11. がん検診を実施している医療機関とよく相談し、夜間・日曜・祝日に事業を行うよう要請し、助成を増額し、一人でも多くの区民が検査を受けられるようにすること。

(健康政策部) がん検診の実施については年度ごとに実施期間を延長し、主要な5がんについては期間中であれば人数の制限なく受診できるように受診環境の整備を図ってまいりました。  
これに対応し区の検診は実施医療機関の通常診療のなかで行われており、本来の診療業務においても過密な状態であるなかで、夜間、休日までの範囲まで対応できる体制は少なく、医療機関の診療業務に負担をかけるおそれのある要請にお応えすることは難しいところがあります。今後は受診者の希望のニーズと医療機関の事情を考え、医師会と検討し受診環境の一層の向上に努めてまいります。

12. 成人歯科健康診査は77歳以上、30歳未満も対象とすること。

(健康政策部) 成人歯科健康診査は昭和62年度に40歳を対象に開始し、翌年には45歳まで追加し6年齢を対象としました。平成3年度には30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳までの7年齢に変更し、平成7年度移行、数回の見直しと追加を繰り返しながら対象を拡大し、平成22年度に現在の30歳から60歳までを5歳間隔、66から76歳までを2歳間隔としてまいりました。

事業開始当時と比べ、昨今は平均寿命及び健康寿命も延びてきており、そのような見地からみれば高齢になっても自立した健康生活を送る上で、お口の健康を保つことの重要性を理解される方が多くなってきました。

しかしながら、自治体を実施する成人歯科健康診査の対象要件を他区と比較すると、大田区は30歳から76歳の年齢まで幅広く対象としており、人口規模からみても同規模の他区と遜色のない対応ができていると考えています。

13. 眼科(緑内障等)検診は年齢制限をせず、5年間隔で希望者全員が受けられるようにすること。

(健康政策部) 緑内障検診は国の指針に定められておりませんが、区独自の事業として実施しております。

日本眼科医会における調査において少なくとも5歳間隔の検診が必要であると報告されていることから現在は対象年度の拡大は考えておりません。昨年度から「眼科(緑内障等)検診」とわかりやすい名称に変更するとともに、実施期間を2か月延長しましたが、これを継続して実施してまいります。

今後も国や都の動向を見ながら必要に応じより良い受診環境の整備に努めてまいります。

14. 医師会・医療機関等とよく協議をして、区独自で胃がん検診に負担の少ないペプシノーゲン検査の導入を検討すること。また、ピロリ菌の検診も追加する検討を進めること。

(健康政策部) 区民自身がピロリ菌抗体検査により胃がんの発生リスクを知るということは、その後の自らの健康管理に活かしていけるという点で有効であると考えています。

リスク検診導入にあたっての課題として、区民に対し、リスク検診は胃がんを発見するための検診ではなく、胃がんの発生リスクを知るための検診であること、そのため、リスクが高いと判定された場合は、自らピロリ菌除去治療や定期的な内視鏡による精密検査を受診すること

が重要であることを十分説明し、理解を得る必要があると考えています。

厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」における先般の中間報告書において、ピロリ菌検査について、現時点では、まだ死亡率減少効果を示すエビデンスがないため、更なる検証が必要であるとされています。

15. 認知症の早期発見・早期治療のため、55歳から84歳の介護を受けていない高齢者の特定検診、長寿健診受診者を対象に、TOP-Qにて疑い例を抽出しMMSE法にて検診をした事業者に1件当たり2,000円の助成をすること。現在医師会が1000円負担していて、区の支援で全額補助されると、医師、被験者の負担を軽くすることになる。在宅医療連携調整窓口に対する支援を継続すること。

(健康政策部) 大田区では、平成28年度より大田区の三医師会が実施する認知症検診モデル事業に対して、1件あたり1,000円の助成を行い、年間の予算300万円(3,000人分)を計上しています。平成28年度受診者数562人及び平成29年度実績442人と当初の想定を下回っています。検診モデル事業としての有効性を評価するためには最低でも3年程度の実績が必要であると考えております。3年目となる平成30年度までの3年間の実績をもとに医学的観点、費用対効果等の点から、補助のあり方を検討してまいります。平成30年度は、この検診モデル事業の評価期間中であることから現状での対応といたしました。

在宅医療連携調整窓口に対する支援につきましては、平成23年度から医師会に対して補助を行っています。また、平成30年度からは委託事業として引き続き実施してまいります。

16. 障害者医療費助成制度対象者以外も含め、区内在宅酸素療法患者全員に電気代を助成すること。

(福祉部) 障害者医療費助成制度対象者以外も含め、区内在宅酸素療法患者全員に電気代を助成すること。

17. 一部自己負担となったアスベスト検診を希望者全員に無料で行い、検診を周知徹底すること。

(健康政策部) 区では平成19年度に、以前アスベスト関連工場があった場所の周辺住民を中心に、アスベスト健康調査を実施しました。これについては、短期間に調査結果を公表する必要性から、できるだけ多くの方に受診していただくために無料としました。

平成21年度からは、アスベストフォローアップ検診を実施しています。①前年度までのこの検診で胸膜プラークの所見が認められた方、②大田区に住民登録があり、アスベスト環境ばく露の心配がある方を対象に、自身の健康管理の一助として、区民のだれもが受けられる検診としています。ただし、①の方は、自己負担免除としていますが、②の方には、負担の公平性から自己負担金1,000円をお願いしています。

周知にあたっては、ホームページ、区報(年1回)を活用するほか、①の方と19年の健康調査を受けた大田区に住民登録のある方には、個別に健診案内を送付しています。(29年度送付実績611名)。また、18特別出張所や大森南地区近辺の図書館、老人いこいの家、区民センターに健診のポスターを掲出しています。今後も周知に努めてまいります。

- ☆ 18. 解体工事に伴い、新たなアスベスト健康被害を受ける業者や区民の不安に応えるために、新規にアスベスト健診をおこなうこと。

(健康政策部) アスベストフォローアップ検診は上記回答のとおり、症状がなくても、区民のだれもが受診することができます。この事業について、広く知っていただくよう、周知してま

います。

19. 石綿肺の診断が難しい現場の医療の現状を踏まえ、呼吸器疾患に罹患する区民（特に高齢者）に対しては、専門医によるアスベスト検診を周知・勧奨すること。

（健康政策部）アスベストフォローアップ検診を継続して実施するとともに、周知に努めてまいります。

20. 肺炎球菌ワクチンは、65歳以上で定期接種の対象とならない年齢を含め全ての高齢者が5年間隔で接種できるよう、区独自の全額公費負担で行うこと。また、他の任意ワクチンについても同様に接種年齢制限をせず、公費負担を拡充すること。

（健康政策部）高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日付で定期接種化されました。71歳以上で定期接種の対象とならない年齢には、区独自に一部費用助成を行っています。

21. 中小病院の廃業が深刻となっており、区民の命と健康を守るため中小病院存続に区も責任を果たすため、耐震化対策に加えて財政支援など具体的支援をすること。

（健康政策部）「おおた地域医療検討会」における提言の具体的な施策として、平成29年度に病院耐震化支援事業を実施し、平成30年度も引き続き行います。

また、この提言に基づき、区として支援できることについて、総合的に検討してまいります。

22. 地域医療機関の深刻な医師・看護師不足を解決するため、人材確保の支援をすること。区独自で看護師などの就職説明会（就職フェス）を開催すること。

（健康政策部）医師、看護師の人材確保に関しては、一義的にはそれぞれの医療機関の努力により確保するものと考えています。大田区入院医療協議会看護師専門部会では、平成24年度から「看護師再就職相談会」を実施しており、平成28年度からは、都及び都看護協会の協力のもと、対象範囲を新規就業者や介護施設等に広げ、「看護職就職相談会」を実施しております。また、平成29年度には、子育て・介護等で離職している看護職の方の復職を支援するため、「看護職復職支援事業」を開始しました。今後も、看護師等確保のためのより効果的な支援につつまして、検討してまいります。

23. 地域医療機関の看護師等確保のための保育体制確保や家賃補助を実施し支援をすること。

（健康政策部）医療従事者は勤務体系が変則なため、院内保育体制が必要とされています。内閣府や文部科学省、厚生労働省では、事業所内保育事業に対する補助を実施しており、認可基準の変更も検討しております。これからも動向に注視し、必要な情報提供をしてまいります。

24. 東京蒲田医療センターは、医師による分娩を早期再開すること、小児医療の充実を国や東京都に引き続き強力で働きかけること。

（健康政策部）分娩機能の再開につきましては、引き続き病院に区の実情を伝え、再開に向けて努力するよう、機会をみて申し入れてまいります。

25. 区内全ての医療施設は災害時に重要な役割を果たす施設であり、公共施設と同様に耐震化工事を区が責任を持って行うため、耐震化のための経営・建築診断だけでなく、耐震化工事自体を助成対象に含め、助成額を大幅に増額すること。

（健康政策部）災害医療における病院の重要性にも鑑み、平成29年度に区内病院の耐震化を推進するための経営、建築診断に対し補助する事業を実施しました。平成30年度も引き続き支援してまいります。

26. 災害時のバックアップ体制について医師会・薬剤師会を中心に準備が進められている「大田区地域医療連携ネットワーク構想」は、災害時の混乱を軽減し、効率性の高い医療が提供されることになるので、区は支援を増やし、区の事業として参画すること。

(健康政策部) 患者情報等を共有し、災害時に活用を図ることは、多数発生する傷病者を効率的かつ的確に治療する上で有意義なことであると考えます。

しかし、実現に当たっては、個人情報保護及び患者情報の電子化など、複数の課題がございます。

区では今後の動向を注視するとともに、引き続き、緊急医療救護所訓練を連携機能の現地検証をする機会としていただく等、取り組みへの協力を行ってまいります。

27. 経済的理由により医療を受けられない区民の救済を図るために、健康政策部・福祉部が連携し、区内の無料低額診療事業を行っている医療機関を区報に掲載するなどして周知すること。

(健康政策部) 無料低額診療事業に関しては、第二種社会福祉事業として位置づけられており、区では生活福祉課が相談窓口となっていて、適切な案内を行っている認識しております。

28. 無料低額診療事業では調剤薬局が対象にならないため、国に制度改正を求めるとともに、青森市や旭川市のように区が費用の助成を行うこと。

(健康政策部) 院外処方箋による調剤薬局での支払いが対象外となっている無料低額診療事業に関しては、国や他自治体の動向を注視してまいります。

29. 荏原病院は東京都医療保健公社が経営する病院になったが、医師・看護師不足による一部病棟閉鎖が続き、分娩取扱い数も都立時代と比べ半減している。医師・看護師を確保し、閉鎖した病棟を再開し、分娩取扱い数を増やすこと。また、都立に戻すよう都に求めること。

(健康政策部) 荏原病院は、地域医療支援病院として高度な検査や専門医療を提供しております。今年度末に改定される東京都保健医療計画において公社病院として、その役割や取組の方向性を記載しています。また、分娩についても29年度より拡充しており、閉鎖されていた病棟も再開されています。

30. 区は、小児回復期、慢性期病床の実態を把握し、公的病院で療養できるよう、国や都に対策を求めること。

(健康政策部) 入院医療協議会と情報を共有しながら、国の動向を注視し、都と連携してまいります。

31. 「大田区子ども平日夜間救急室」が継続されているが、小児緊急医療体制の機能充実のために医師出動費の増額をすること。

(健康政策部) 大田区子ども平日夜間救急室(平日準夜小児初期救急診療事業)は、東邦大学医療センター大森病院に委託し、区内3医師会のご協力を得て実施している事業で、平成28年度で10周年を迎え、平成29年度は増額しました。

引き続き、小児救急医療体制の充実を目指してまいります。

32. 区民の健康相談とサポート、健康増進活動、夜間診療などのための健康プラザをつくること。

(健康政策部) 区民の健康づくりの推進には、健康政策部全体で取り組んでいます。区民にとって身近な各地域健康課では乳幼児健診や健康相談・健康教室を行っています。また、区内の医師会や歯科医師会、薬剤師会に委託して、平日夜間・休日・土曜診療体制を整えています。

現在、健康プラザを設置することは検討しておりません。

33. 区内で医療介護の活動している中小病院・診療所が、地価も物価も高い都内で事業をすることが困難であることから、地域医療を守るためにも、医師会から提案されている「地域包括ケア複合施設」を創設するため区が支援すること。

(健康政策部) 地域包括ケアシステムは、誰もが住み慣れた地域の中で医療・介護のサービスを受けながら、安心して生活していく仕組みを構築することです。

高齢者の住まい・医療・介護を支える機能を一か所に集中してサービスを提供する「地域包括ケア複合施設」の考え方は、施設の設置場所、整備手法、運営方法や財政的な問題等から、直ちに実現するのは困難と考えます。

34. 大田区議会が全会一致で採択した請願に基づき、診療所ではなく総合病院の誘致を積極的に行うこと。

(健康政策部) 平成 28 年 7 月に東京都が策定した東京都地域医療構想において、将来の必要病床数と病床機能分化を示しています。その実現に向けて、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を開催しており、区は会議の一員として地域医療体制の課題や要望を検討してまいります。

35. 熱中症予防のために、生活保護世帯以外の低所得者世帯にクーラー設置・修理費の助成と電気代の助成を更に内容を拡充して行うこと。また、クールネックを毎年配布すること。

(福祉部) 熱中症は、高齢者がかかりやすい傾向がありますが、適切な予防により防ぐことができるため、正しい知識の指導、啓発に努めております。継続して周知することによる啓発効果を見込み、平成 30 年度も平成 29 年度同様に実施する予定です。

36. 後期高齢者医療保険加入者に 2012 年度まで行っていた「夏季区営プール利用引換券」配布事業を復活すること。

(区民部) 後期高齢者医療制度被保険者の「夏季区営プール利用引換券」の配付につきましては、利用率が低く平成 24 年度で事業を終了させていただきました。

なお、区では健康を保持・増進するための事業として「水中ウォーク」講習会や「いきいき公園体操」など各種の事業を実施しています。また、(公財)大田区体育協会では初心者スポーツ教室として「水泳教室」を実施しております。

## 五. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に

- ★ 1. 特別養護ホーム待機者は、2017 年 6 月現在で 1,053 人という状況である。実情にそぐわない介護基盤計画を見直し、公有地の更なる活用や、小規模を含めて待機者数に見合った具体的な数の増設計画にすること。低所得者、特に国民年金受給者でも入所できる特別養護老人ホームの増設計画を作ること。

(福祉部) 特別養護老人ホームは、平成 28 年度 3 施設 195 床を開設し、平成 29 年度も矢口三丁目に 30 床を開設しました。さらに、千鳥二丁目に 84 床、西糞谷一丁目に 75 床の国有地を活用した整備計画を現在進めております。

今後とも利用状況等をもとに必要な数の把握に努め、民間事業者による計画的な整備を進めてまいります。

- ☆ 2. 第 7 期介護保険事業計画では、介護サービスの削減が懸念されている。介護が必要な方々の生活が脅かされ、介護の重症化が心配されている。制度の改悪をしないよう国に強く要望すること。

(福祉部) 第7期介護保険事業計画では、自立支援・重度化防止の取組を重点とする地域包括ケアシステムの深化・推進を目標とし、総合事業のほか、地域密着型サービスを中心とする居宅介護サービスの充実、特別養護老人ホームやグループホーム等の基盤整備とともに、サービスの質向上に向けた取組を掲げています。

介護保険制度の改正内容については、今後も国の動向を注視してまいります。

3. 2016年度から要支援1・2の方々は国の介護保険事業から外され新総合事業に移行された。2017年度からの第7期介護保険事業計画ではこれまで行っていた「みなし事業」も介護保険事業から外されるため、区が責任をもって、これまでと同様に一人一人の実情に応じた専門職によるサービスが受けられるようにすること。

(福祉部) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、専門的なサービスが必要な方には、従来どおりの専門性を有したサービスを提供し、その他の多様なサービスも充実することで、選択できるサービスの幅が広がります。この事業は、地域包括支援センターによる最適なケアマネジメントにより、利用者にとってこれまで以上に、真に必要なサービスを安心して、受けることができるものとなっています。

- ☆ 4. 介護報酬の引き下げと介護保険事業から要支援1・2の訪問通所サービスが外されることにより、事業者の経営が脅かされるため、国に介護報酬引き上げと処遇改善交付金の復活など制度改善を求め、区としても独自の支援を行うこと。

(福祉部) 平成30年度の報酬改定については、改定率0.54となりました。また、介護職員処遇改善交付金については、平成23年度をもって終了しましたが、引き続き平成24年度から処遇改善加算が創設されています。金額も当初の介護職員1人あたり月平均1.5万円から、現在は、事業者が昇給の仕組みの整備を行うことにより、月平均3.7万円程度の加算の取得が可能となっております。

なお、特別区としては、これまでも、介護人材の確保・定着等の観点から、国に対して積極的な施策の実施を要望しております。

5. 要介護1・2の方々への生活援助・福祉用具貸与・福祉用具購入の介護サービスを介護保険事業から削減する計画を見送りではなく廃止するよう国に求めること。

(福祉部) 平成28年に国が示した制度の見直し案では、要介護1・2の方の訪問サービス(生活援助)について、保険給付からの市区町村の地域支援事業への移行は見送りとなっており、現在、福祉用具貸与や購入に関しては、用具の価格公表や貸与の際の上限価格設定を行うなどの見直しが行われました。区としては、今後の国の動向等を注視してまいります。

6. 特養ホームの入所要件が原則要介護3以上となったが、必要な方が入れるよう制度改悪を元に戻すことを国に求めるとともに、要介護1・2の方に対する特例入所要件を区民に周知すること。

(福祉部) 区では優先入所制度により、入所の必要性が高い方から入所していただき、要介護1・2の方でも特例入所の要件に該当する方については現行でも入所できる制度となっております。特例入所の要件は入所申込書に記載しておりますが、今後より区民に理解していただけるよう、周知に努めてまいります。

- ☆ 7. 一定の所得があれば負担割合が1割から2~3割に激増し、必要なサービスが受けられず、重症化を招いている。国に負担割合を元に戻すことを求め、区独自でも助成をすること。

(福祉部) 介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力

に応じた負担を求める観点から、負担割合の変更がされたと認識しております。区としては、生計困難な方への負担軽減について独自の上乗せを実施しているところです。なお、国に要望する考えはありません。

- ★ 8. 低所得者にたいする保険料・利用料の区独自の減免制度をさらに拡充すること。

(福祉部) 第7期介護保険事業計画における、低所得段階層の保険料基準額に対する比率については、第5期計画に設定した国の標準的比率よりも低い比率を継続するとともに、低所得者層が介護サービスを利用する際の負担割合の軽減を前期計画に引き続き継続してまいります。

9. 訪問介護における生活援助の時間短縮分について区が支援し、必要な介護サービスが確保されるよう努めること。

(福祉部) 訪問介護における生活援助については、サービス提供の実態を踏まえた上で、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しが行われております。区としましては、介護に従事する限られた人材を効果的に活用し、適切な生活援助サービスが提供されるよう、介護報酬改定の趣旨の周知を図ってまいります。

10. 西糀谷 1 丁目の旧気象庁住宅跡地は都市計画道路の予定地であるが、道路を除いても約 2,000 m<sup>2</sup>あり、小規模特養ホームなどを建設できるよう、引き続き区が支援すること。

(福祉部) 西糀谷一丁目の国有地については、国が区内の社会福祉法人を処分相手として決定しました。今後は、東京都の補助協議に向けて必要な支援を実施してまいります。

11. 老人保健施設・緊急ショートステイの拡充、認知症グループホームを当面 100 ヶ所増設すること。空き公有地の情報の収集に努め、民間事業者が応募するのを待つのではなく、公有地の活用を図り基盤整備計画をつくり推進すること。

(福祉部) 老人保健施設については平成 28 年 7 月に 1 施設 116 床を開設しました。緊急ショートステイは、区として現在 5 床確保しているほか、平成 27 年度の介護保険制度の改正により、緊急短期入所に係る加算については、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう見直しました。

認知症高齢者グループホームについては、大田区は整備数、整備率ともに 23 区の中で上位にあり、今後も第7期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

公有地については、高齢者施設の整備に向けて、区のみならず、国や都といった公有地情報の収集にも努めてまいります。

12. 小規模多機能施設を増設すること。

(福祉部) 小規模多機能型居宅介護は、地域包括ケアシステムの推進において重要なサービスであり、平成 29 年度にはサテライト施設を含め 4 施設が開設しました。今後も第7期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

13. 認知症グループホームの利用料が高額になっているため、利用者の負担軽減のために開設時の区独自の助成制度を創設すること。

(福祉部) 認知症高齢者グループホームの開設支援として、区では、東京都独自の補助事業や地域医療介護総合確保基金を活用した整備費及び開設準備経費に対する補助制度を実施しております。この補助制度を活用した施設では、補助制度を活用していない施設に比べて、利用料金が低めに設定されております。従いまして、区独自の整備助成制度を設ける考えはありません。

14. 視覚・聴覚障害者が孤立せず安心して生活できるよう、専用のフロアなどを設けた介護施設を

つくること。

(福祉部) 高齢に伴い視力や聴力が衰えても、施設内で生活を継続している方もおります。急速に高齢化が進む中で、障がいの有無に関わらず、入所者の個々の状況に応じて適切な介護サービスを提供していくため、介護従事者の質の向上や、介護と障がい部局との連携等について、区としても積極的に取り組んでまいります。

15. 介護労働者は低賃金、厳しい労働で離職者が多く、現場では人手不足が深刻となっている実態を把握すること。

(福祉部) 第6期東京都高齢者保健福祉計画では、平成32年度に都全体で約2万3千人の介護人材が不足すると推計されています。区としても、介護労働実態調査結果などを参考に全国的な傾向を把握するとともに、区内介護事業者団体との協議や個々の事業者との相談機会等を通じ、引き続き現場の実態について把握に努めてまいります。

- ☆ 16. 処遇改善加算が介護職員の賃金に反映されていることを確認すること。

(福祉部) 処遇改善加算につきまして、事業者は取得した処遇改善加算額を介護職員に支給することが前提となっており、事業者の責務と認識しております。区としましては、厚生労働省からの通知に基づき、介護事業者に実績報告書の提出を求め、支給内容の点検を行っております。

17. 介護報酬の引き上げを国に求めることや区独自でも引き上げを行うこと。抜本的な支援策を進め、利用者のサービス低下につながらないようにすること。

(福祉部) 平成30年度の介護報酬改定では、国が賃金・物価の状況や介護事業者の経営状況などを踏まえ、全体で0.54%の改定率となっております。

区では、介護サービス事業者の第三者評価受審や介護従事者の確保・定着に向けた取組に対する様々な支援等を通じて、サービスの質の向上や利用者の自立支援・重度化防止に向けた介護サービス事業者の取組を支援してまいります。

18. 介護施設で働く介護従事者の賃金・労働条件の改善は、処遇改善加算だけでなく区も支援すること。保育士等の宿舍借り上げ支援事業や保育士応援手当のような直接支援を介護従事者にも行うこと。

(福祉部) 区は、これまで「おおた福祉フェス」の開催支援による介護人材確保に向けての支援や新規雇用職員定着のための研修等を実施してきたところです。宿舍借り上げの助成については、東京都において「東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業」が開始されました。この事業は、都内に所在する介護保険事業所等で、福祉避難所の指定等を受けている事業所を運営する事業者に対し、職員宿舍の借り上げに必要な経費の一部を助成するものです。区としては、今後の国や都の動向を慎重に注視し、その動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

- ☆ 19. 東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業は、対象規模が全都で424戸と大変小さく、福祉避難所の指定等を受けている事業所に限定されており、地域密着型サービス、新総合事業の事業所等は対象外となっているため、都に拡充を求め、区でも支援を行うこと。

(福祉部) 都の介護職員宿舍借り上げの助成制度については、毎年度予算規模の増額が図られております。その中で事業対象を地域密着型サービス等にも広げる検討もされていると認識しております。今後も区としては、都の動向を注視してまいります。

20. 日中独居・同居家族の有無など高齢者の実態に合った適正な介護サービスが受けられるよう区

は独自の支援をすること。特に、病院の待ち時間などの付き添いの介護サービスを対象とすること。

(福祉部) 介護保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものです。引き続き適正な介護給付に努めてまいります。また、病院内では基本的に医療制度が優先となり、待ち時間について基本的には介護給付対象にはなりません。本人に特段の事情があり、付き添いが必要な理由等があった場合はプランを立てたうえで給付を行っております。なお、区の独自施策である「家族介護ホームヘルプサービス」の中で「院内介助」を認めております。

## 21. 地域包括支援センターについて

- ★ ① 高齢者人口が増え、独りまたは夫婦のみの世帯が増加しているため、地域包括支援センター（さわやかサポート）の役割が増大している。特別出張所単位ではなく、少なくとも中学校校区に1つ（28ヶ所）作ること。区民への広報に努め、全ての高齢者に郵送で知らせるなど、周知徹底をはかること。

(福祉部) 地域包括支援センターについては、第7期介護保険事業計画において特別出張所の区域を日常生活圏域とし、地域力を活かした高齢者を支援する体制づくりを進めています。高齢者人口が多く面積の広い大森西、六郷、蒲田東地区は2包括配置としていますが、今後も高齢者人口の増加など地区の状況に応じた整備を進める予定です。なお地域力を活かした高齢者を支援する体制づくりについて、大田区公共施設適正配置方針に基づき、特別出張所などの公共施設内への設置を推進しています。

また、区報やホームページなどの広報媒体での周知や、高齢者見守りキーホルダー登録事業をはじめとする高齢者見守りネットワークを推進する中で、周知を行っています。

- ② 地域包括支援センターを増設する際、1階に設置すること。

(福祉部) 高齢者をはじめとする利用者が、更に利用しやすい施設となるよう努めていきます。

- ③ 高齢者見守り体制の充実のため、見守りキーホルダーの対象者全てが登録するよう区が取り組むこと。

(福祉部) 高齢者見守りキーホルダー事業は、区内在住の65歳以上の方全てを対象としており、費用も無料としています。区はあらゆる機会を捉え、この事業の周知を図り、登録率のアップを図っています。

- ④ 独りまたは夫婦のみの高齢者世帯が増加している中で見守りコーディネーターは重要である。見守りコーディネーターがその職務に専念できる人員配置を行うこと。

(福祉部) 見守りコーディネーターは、継続的な地域とのネットワークづくりを引き続き行っています。来年度は、見守りコーディネーターを見守り支え合いコーディネーターにレベルアップし、高齢者の見守り、支え合い体制の構築を見守り支え合いコーディネーターを中心としながら、地域包括支援センター職員全員で組織的に行っていきます。

22. 西糀谷老人いこいの家を復活させること。区が代替施設として提案しているシニアステーション糀谷は今までのように自由に使用することが困難であり、老人いこいの家の機能を果たすことができない。また、東糀谷老人いこいの家は現在地から1.1kmも離れており、足の不自由な高齢者は利用が困難である。

(福祉部) 西糺谷老人いこいの家は築 42 年経過しており、施設全体の老朽化が進行し、敷地が接道していない既存不適格建築物であり、将来の建替えもできない状況のため、「大田区公共施設適正配置方針」の考え方を踏まえ、閉館しました。

23. 調査公表手数料は介護保険制度で規定しているにも関わらず介護保険事業所の負担となっているため、受益者とならない。補助を実施すること。

(福祉部) 介護サービス情報の公表制度は、利用者がより適切に事業所を選択できるよう支援する仕組みであり、選ばれる個々の事業者も受益者となることから、手数料を徴収することとなっています。このような制度の趣旨から、補助の実施をする考えはありません。

24. 介護保険認定調査員の研修を充実させ、高齢者の尊厳を守る対応とすること。高齢者の実情に応じた不服申立ができるようにすること。

(福祉部) 大田区では、毎年、認定調査員に新規研修及び現任研修を行っております。  
また、厚生労働省が開催する認定調査員能力向上研修や、東京都が開催する認定調査指導員研修等にも職員を派遣し、能力の向上に努めております。  
なお、要介護認定及び要支援認定に関する処分については、介護保険法に基づき東京都介護保険審査会に審査請求することができます。

- ☆ 25. 末期がん患者は介護認定が軽度になりがちで、介護ベッドが使えない状況がある。病状の進行が早いため、医師の意見を聴くなど特段の配慮を行うこと。

(福祉部) 介護保険法では一部の福祉用具について軽度者の使用を想定していません。ただし、疾病等により状況の変化が激しく、医師の判断により福祉用具貸与が必要と認められた場合には、手続きによりすべて例外給付できるとしています。

## 六. 子育て支援・高齢者・障害者福祉のために

### 子育て支援のために——保育園に関係すること

- ★ 1. 2017 年 9 月から、児童の約 65%、総額 1 億 7000 万円の負担増となる保育料の値上げが行われたが、値上げ部分は元に戻すこと。

(こども家庭部) 今回の保育料改定は「公平性」や「受益と負担の関係性」「少子化」「子どもの貧困」といった視点に基づき、保護者の負担能力に応じた保育料体系としています。  
併せて、低所得階層に対する負担軽減や、すべての階層における二人目保育料の減額拡大など、保育園をご利用される家庭の状況に配慮した内容としております。

- ☆ 2. 23 区でも異常な 0 歳児保育料の別建てはやめること。

(こども家庭部) 保育料につきましては、大田区保育園・学童保育保育料検討委員会の報告書に基づき見直し、国の利用者負担額を更に多階層化し、保護者の負担能力に応じたものとしております。

- ☆ 3. 保育料改定の視点に「公平性」「受益と負担の関係性」の考え方を取り入れず、公的・社会的立場に立って無償化すること。

(こども家庭部) 同上

- ☆ 4. 保育料について、子どもの貧困対策の視点から、低所得世帯、ひとり親世帯への軽減措置が導入されたが、更に拡充すること。

(こども家庭部) 現行の保育料は平成 29 年 9 月に改定したものであるため、制度の定着を見守りたいと考えます。

5. 離婚調停中で別居中のひとり親家庭の保育園保育料は、生活実態に合わせてひとり親の所得で算定すること。

(こども家庭部) 離婚調停中であっても保護者の扶養義務は継続しているものと解しますので、最終的な結論に至るまでの間は原則的な対応を取らざるを得ないと考えます。

しかしながら、DV避難のようなケースにつきましては、個々の状況に合わせて対応しております。

6. 保育の公的責任と質を守るため、区立保育園の民営化計画は中止すること。区立保育園を増設すること。

(こども家庭部) 多様な保育ニーズに応えるためには、民間の活力や創意工夫を活かし、柔軟で機動的な保育サービスを提供していくことが必要です。区立保育園については、18 園を地域の保育水準向上のための拠点園と位置づけ、その他については順次民営化していきます。

- ★ 7. 来年度までに認可保育園を希望した全ての児童が入園できるようにするため、2017 年度の認可保育園不承諾数に見合った計画で増設すること。

(こども家庭部) 2017 年度の認可保育園の不承諾数は 1,845 人ですが、区では、大田区実施計画において、平成 29 年度から 31 年度までの 3 か年で保育定員を 2,100 名拡充することとしており、この計画を確実に実行することで、待機児童解消を目指してまいります。

8. 待機児童解消は、認可保育園の増設で対応し、都知事も進める国・都・区の遊休施設や公有地、民有地活用などで、増設すること。

(こども家庭部) 都から情報提供される都有地等を積極的に活用し、地域の保育需要に適した保育施設を整備してまいります。平成 30 年度は都有地 1 施設、区有地 1 施設で整備を計画しています。

9. 育児休業から復帰した園の職員、また子どものいる職員を雇用している場合の職員調整のための補助を拡充すること。

(こども家庭部) 平成 27 年度から、保育の質の向上及び子育て中の職員の勤務軽減等を目的とし、法外援護費において常勤・非常勤を問わず国及び区の基準を超えて施設独自の保育士を配置している場合に、特例保育の人数に応じて加算の対象としております。

10. 東京都民間社会福祉施設サービス推進補助の地域子育て推進加算で廃止になった補助項目について、保育所がこれまでと同様の事業を継続できるよう都に復活を求めるとともに、当面大田区で同等の補助を行うこと。

(こども家庭部) 東京都では、社会福祉法人等が設置する保育所を対象とした「旧東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助」を平成 27 年度より廃止し、新たに「保育士等キャリアアップ補助」及び「保育サービス推進事業」が創設されました。

地域子育て支援は、新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、区市町村が地域の実情に応じて実施することとされています。区としては、法外援護費の「保育所地域活動事業（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事の両立支援事業、地域の特性に応じた保育需要への対応）」を設けており、本事業の有効活用をお願いしたいと考えております。

本加算の平成 28 年度の申請実績は、園全体の 7 割程度にとどまっておりますので、今後十分な活用を呼びかけてまいります。

11. 安全ですこやかな成長を保障するため、保育室の面積基準を拡充するよう都に求めること。

(こども家庭部) 保育室の面積については、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準を踏まえ適切に対応してまいります。

12. 子どもたちの命と権利を守り、安全安心な保育を最優先とするため、予算の拡充や制度の充実を国に求めること。

(こども家庭部) 認可保育園また小規模保育所や事業所内保育所といった地域型保育事業を実施する施設において、子どもたちが安全・安心な保育を受けられるよう、区では国基準以上の職員配置を促すべく区独自の運営費の加算を設けています。

今後も、国に対して予算の拡充や制度の充実を求めるよう努めてまいります。

13. 小規模保育所など地域型保育所も保育士全員を有資格者とする。無資格者に対しては資格取得ができるよう援助を強めること。

(こども家庭部) 子ども・子育て支援法により、小規模保育事業や事業所内保育事業については、保育従事者全員が保育士資格者であることを要件とする事業類型 A 型と 5 割以上を保育士とする B 型が定められています。

保育の質の向上を目的として、無資格者が従事する現状を改善すべく、区では無資格者向けの研修を実施したり、都道府県が行う研修の受講・修了を勧奨しています。

また、保育士資格の取得につきましては、国・都の資格取得支援事業に基づき、区としては対象者への補助を行っており、本制度活用に向けてさらなる周知を行ってまいります。

14. 私立保育園に対する職員処遇向上のために、職員処遇費を引き上げるよう都に求めること。更に現行の法外援護を拡充すること。

(こども家庭部) 待機児対策として、保育士の確保と定着が重要な課題となっております。そのような中で各園の安定的な運営のために、保育士の処遇の向上は不可欠であると考えております。

平成 27 年度から開始した処遇改善等加算や、法外援護費においても、内容を維持するとともに、職員の処遇向上に繋がるよう精査してまいります。

- ☆ 15. 2017 年度から開始した保育士応援手当を拡充し、全ての保育労働者を対象とすること。

(こども家庭部) 保育士応援手当は、給与面での処遇改善により離職防止やキャリア・アップにつなげ、保育の質の維持、向上を図ることを目的に常勤保育士を対象に開始しました。今後は、国・都の処遇改善策の動向に注視しながら、補助制度の必要性等の見直しを行ってまいります。

16. 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金は、事務職員など全ての保育労働者を対象とし、さらに拡充すること。

(こども家庭部) 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業は、平成 30 年度も実施に向けて予算化しています。平成 29 年度においては、前年度同様保育士以外の従事職員も補助の対象とし、また在籍年数による制限を撤廃する等、実施してまいりました。このことにより、制度の利用促進が一層図れたものと認識しております。

なお、施設の事務職員等全ての保育労働者を補助対象に拡充する点につきましては、これま

での申請状況を鑑みつつ調査・研究を進めてまいります。

17. 保育士不足を解消するため、保育の専門学校や短大・大学に行くための区独自の給付型奨学金制度を実現すること。

(こども家庭部) 保育士資格取得を支援する施策として、国・都の事業に基づく現任保育従事職員等資格取得支援事業を行っています。この制度では、保育士試験受験料等に係る経費、養成施設卒業により資格取得する場合の受講料等の補助を行います。

国・都による財源を十分に活用し、引き続き保育士資格取得を支援していきます。

18. 高過ぎる認証保育所、定期利用保育室など認可外保育の保護者負担は、認可保育園と同額となるよう補助を増額すること。

(こども家庭部) 東京都認証保育所を利用する保護者を対象に「認証保育所児童保護者負担軽減補助金」の交付事業を行っています。

平成 29 年度では、東京都の待機児解消に向けた緊急対策の制度を活用し、また区の認可保育園の保育料の改定を考慮して、補助月額を見直し(上限単価を 30,000 円から 40,000 円に増額等)しました。

今後も、利用状況を鑑みつつ補助金額の増額等を含め調査・研究を進めてまいります。

- ☆ 19. 認可外保育施設において死亡事故が発生しており、二度とこのようなことがないように、区も都の立ち入り調査に同席するなど、全ての認可外施設への立ち入り調査を実施すること。

(こども家庭部) これまで認可外保育施設に対して、東京都は児童福祉法第 59 条に基づき、立入調査や書面による年 1 回の報告徴収を大田区と連携し実施してきたところですが、認可外保育施設での死亡事故発生等を受け、更に、平成 29 年 3 月から新たに巡回指導チームを編成し、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全と保護者の安心を確保するために巡回指導を開始しました。大田区内の認可外保育施設への立入調査及び巡回指導の実施日には、大田区保育サービス課職員(保育士等)が必ず同席し、都の検査員と共に指導、助言を実施しております。

20. 父母の要望に応じて認可保育園での夜間保育、休日保育などを拡充すること。また、実施保育園の要望をよく聞き、毎年利用実績調査をし、実態にあった支援を強化し、休日保育事業の加算を増額すること。区立区営園でも実施すること。

(こども家庭部) 休日保育は現在区立民営園 8 園で実施しています。平成 27 年度は年間延べ 78 人、平成 28 年度は延べ 46 人の利用実績でした。平成 29 年度は平成 29 年 12 月末現在で 88 人の利用実績です。区としましては、休日保育の利用実績を踏まえながら効率的に推進してまいります。

夜間保育については認証保育所の一部で実施しております。

21. 病児・病後児保育を大幅に拡充するため、計画を作ること。少なくとも各特別出張所管内に 1 か所は整備すること。

(こども家庭部) 病児・病後児保育については、回復期に至らない病児を対象とする医療機関併設型はもちろんのこと、病後児を対象とする施設でも医療機関との密接な連携のもとで事業実施をする必要があります。このため、医療機関等の協力をいただきながら、引き続き、拡充に向けて取組んでまいります。

22. 乳幼児の安全のために、災害などの緊急の場合に備え、以前行っていたように 2 階以上に保育

室のある保育園の保育士配置を増員させること。

(こども家庭部) 現在、1階と2階に分かれて保育している施設については連絡機器などの配備を行い、職員間の連絡体制を確立しております。災害などの緊急の場合に備え、常時、避難訓練などを行っていることから、保育士の「二階建て配置」を行うことは考えておりません。保育士配置につきましては、国・都・区の基準に基づき、適正な配置を各施設に示しております。

23. 延長保育は正規職員(有資格者)を配置して実施できるような経費補助を行うこと。

(こども家庭部) 延長保育につきましては、法外援護において実施施設が常勤保育士を配置する経費の補助を行っているほか、延長保育事業費としてパート職員の雇用に要する経費補助を実施しております。

24. 園庭のない保育園が増えているため、代替遊戯場(近隣の公園)に移動する際の安全を確保するため、必要な保育士配置を増員させること。

(こども家庭部) 保育士配置につきましては、保育児童数に見合った職員数を適正に配置するよう努めておりますが、代替遊戯場に移動するための保育士配置の増員は考えておりません。

25. 区の責任で全ての保育施設にAEDを設置すること。園の状況によっては、複数配置できるような補助を行うこと。

(こども家庭部) 平成29年度予算において、民間保育施設に対して、AEDを初めて設置する際の購入費用の一部(一施設当たりの上限額39万円)を独自に補助する制度を単年度で設け、予算計上いたしました。

AEDが未設置の保育施設について、この制度の活用を促し、区の保育施設の安全面を強化してまいります。設置台数につきましては、区立園と同じく1施設1台としております。

なお、平成30年4月以降に開園する施設につきましては、開園前に設置できるように、私立保育園開設補助費として予算計上しております。(既存園への補助は、平成29年度のみとなります。)

26. 雇用情勢が悪化しているため、保護者の求職期間中の保育実施期間2か月から5か月に戻すこと。

(こども家庭部) 子ども子育て支援法における休職期間中の保育の必要性の認定期間は、上限を90日として各自治体が定めるよう示されております。従いまして、3か月とした場合であっても上限である90日を超えてしまう場合があるため2か月と定めております。

27. O-111、O-157、新型インフルエンザの感染症対策など子どもの命、健康を守るため、区立、私立保育園とも全園に看護師を配置すること。また、栄養士は給食調理の際の衛生管理の責任を果たすため巡回指導では不十分なので、全園に配置すること。

(こども家庭部) 保育園の保育士、看護師、栄養士等については、それぞれの配置基準に基づき適正に配置しており、看護師を配置していない保育園においても「保育所保育指針」に基づき、医学的な指導など嘱託区の協力も頂きながら園児の安全の確保・健康の増進に取り組んでおります。

また、栄養士については公定価格の中で、看護師については区法外援護の中で助成を行っているところです。

28. 食物アレルギーを持つ子どもの中に複数のアレルゲンを持つ子どもが増加しており、健康の保

持及び増進、安全の確保が困難になっている。対応のため、調理師・栄養士の増員、什器など給食関係費の補助の増額など、障害児向けの統合保育費のように特別支援児としてアレルギー児対策支援の拡充をすること。

(こども家庭部) 食物アレルギーを持つ児童が増える中、児童の健康の保持及び増進、並びに安全の確保は、重要であると認識しております。現行の公定価格において、食事の提供にあたり、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対し、栄養管理加算が加算されています。

なお、園がアレルギー児に対して個々の対応(アレルギー食材の除去、代替食の提供など)を行うことによる経費などにつきましては、国の制度である保育サービス推進事業により、都の補助金制度を継続して活用してまいります。

また、区では、平成 25 年度に「大田区アレルギー緊急対応の手引き」を作成し、配布しておりますので、ご活用いただき、各施設で必要な対応を引き続きお願いいたします。

29. 大規模災害時に児童の安全確保を図るために、全ての私立保育所へ緊急地震速報の受信機を導入し、運営経費も支援すること。

(総務部) 学校は生徒数が多いこと、また施設が広く、授業中は各教室を行き来するなどの理由から、生徒、教職員が速やかに避難行動が行えるよう、平成 26 年度区立小中学校に緊急地震速報の受信設備を導入しました。

区立を含め保育園は、施設の規模も比較的小さく、園児たちの施設内での活動場所が限られていること、また施設内での職員間の連絡が比較的容易であることなどの理由から、受信設備の導入は現在のところ考えていません。

また、防災危機管理課で導入している安心・安全メールの配信サービスにつきましては、引き続き、保護者を含め区民への周知・普及活動を行ってまいります。

(こども家庭部) 災害発生時の情報収集・発信については、区立園においても防災危機管理課が運用する防災行政無線や区民安全・安心メールサービスを利用しており、これらは私立園においても費用負担なくご利用いただけます。

災害時の安全を確保するためには、私立・公立保育所の協力体制が必須となります。平成 27 年度に配付した「保育園防災のてびき」等も参考にしながら意見交換を行い、区の関係部署とも連携して体制強化を研究してまいります。

30. 保護者へのメール配信は全認可保育所で実施できるよう、対策すること。

(総務部、こども家庭部) 災害発生時の情報収集・発信については、区立園においても防災危機管理課が運用する防災行政無線や区民安全・安心メールサービスを利用しており、これらは私立園においても費用負担なくご利用いただけます。

災害時の安全を確保するためには、私立・公立保育所の協力体制が必須となります。平成 27 年度に配付した「保育園防災のてびき」等も参考にしながら意見交換を行い、区の関係部署とも連携して体制強化を研究してまいります。

31. 私立保育所の災害対策として、震災だけでなく土砂災害も含めた総合災害対策を示すこと。

(総務部、こども家庭部) 区立保育所の災害対策や、防災課の防災事業などの調査を行い、土砂災害も含めた総合的な災害対策を講じることが可能か研究してまいります。

32. 私立保育所の延長保育事業費補助は、20 名を超えた場合、5 名刻みなど、人数に応じて補助額

を増額すること。

(こども家庭部) 延長保育事業を実施している園に対し、区の法外援護として、延長保育事業費補助を実施しております。

加えて、定額補助として保育士配置加算及び緊急運営費の加算を行っているほか、実績人数に応じたパート保育士経費及び補食費の支援を行っており、特別区の中でも充実した内容であると認識しております。

今後も延長保育の実績を把握しつつ、実態に応じた補助の仕組みにつきましては、引き続き検討してまいります。

33. 区から民間委託する保育所の大規模修繕や改築の時期を早急に明らかにすること。修繕が必要な園舎は、規模に関わらず区が責任を持つこと。大田区としても民間委託した保育園園舎・設備等について、国の施設設備整備補助金を使った修繕や建て替えができるよう制度等を見直し、保育サービス課以外の財産管理部門等と一体的に修繕や建て替えの具現化に取り組むこと。

(こども家庭部) 民間委託した区立民営園の修繕や建替えにおいては、国の施設設備整備補助金の活用ができません。国の補助制度世活用するためには、区立から民営化する必要があります。

34. 全ての私立認可保育園に事務職員を雇用できるよう予算を拡充すること。

(こども家庭部) 子ども・子育て支援新制度においては、認可保育所の必要人員配置として事務職員1名の配置が求められており、公定価格にその職員分が含まれております。また、事務職員雇上加算を認定した施設については、公定価格の支給対象となります。

なお、区の法外援護において、事務職員を常勤で雇用している場合、職員処遇費の対象としております。

35. 11時間保育対策費の増額および施設独自保育士費の対象者に無資格者も含めること。

(こども家庭部) 待機児対策として、保育士の確保と定着が重要な課題となっております。そのような中で各園の安定的な運営のために、保育士の処遇の向上は不可欠であると考えております。

「11時間保育士加算」については、平成27年度の子ども・子育て支援法施行に伴い、公定価格の算定の中に11時間開所分の保育士数を含むことになったため、用途が重複することから、区法外援護の整理項目の対象となった経緯があります。その結果、平成28年度から職員の雇用形態による配置基準の緩和とともに支給額の減となったものの、私立保育所の現状や保育の質の確保といった面を重視し、加算項目を継続して残しております。

平成30年度も、前年度と同様の内容を維持しているところです。

また、「施設独自保育士費」については、常勤や非常勤を問わず対象とし、基準よりも多くの保育士を配置している施設に対し補助をすることにより、保育の質をより高めることに配慮しております。

法外援護費全体においても、平成30年度は現行水準を維持する方向で進めております。

## 子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること

36. 少子化対策のため、学童保育料は無料にすること。

(こども家庭部) すでに少子化対策としては、同時に2人以上利用している場合には、2人目

以降は保育料を半額で預かる制度を導入しており、学童保育料の無料化については、考えておりません。なお、事情により支払いの厳しい方に対しては、減免や免除等の方法で対応しています。

37. 児童館の民間委託は中止し、区が責任をもって直営で行い、質の維持・向上を図ること。児童館の廃止計画は見直すこと。

(こども家庭部) 子育て支援サービスの拡充のため、今後も児童館の運営業務委託を図ってまいります。学童保育時間の延長など多様な子育て支援ニーズに対して、より迅速、柔軟に対応するため、事業者のノウハウを活用した運営を進めています。

委託事業者に対しては、委託開始前に必要な保育に関する研修及び現場引継ぎを実施するとともに、委託開始後については、サービスの質の維持・向上のため、運営状況の確認など区が責任を持って対応しております。

38. 大田区が築き上げてきた学童保育事業を拡充させるため、学童保育を児童館から放課後ひろばに移行することはやめ、希望する全ての児童が児童館での学童保育を受けられるよう、正確な希望児童数を把握し、学童保育の待機児童解消の計画を持つこと。

(こども家庭部) 児童館での学童保育については、区内全小学校で実施する放課後ひろばに順次移行してまいります。

39. 放課後ひろば事業の学童保育事業の保育水準を充実するため、放課後子ども教室との一体化で行わないこと。

(こども家庭部) 放課後児童の居場所づくりに対する多様なニーズに応えるため、放課後ひろば事業は、放課後子ども教室事業と学童保育事業を小学校施設を活用し、一体的に整備・実施しております。

放課後ひろば事業は、安全安心な放課後の居場所として、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体的に実施するものです。

放課後ひろばでの学童保育事業は、児童支援員の資格要件や専用面積など条例で定めた基準に基づき実施しており、開設後も区職員により委託事業者の運営内容を随時確認し、保育水準を確保しております。

40. 私立の小学校や特別支援学校に入学した児童にも、学童保育を保障すること。

(こども家庭部) 現在、私立小学校や特別支援学校に通われる児童に対しても、区立小学校の児童と同様に、申請、審査という手順を踏まえ、放課後ひろばや児童館等で学童保育をご利用いただいております。

41. 児童育成指導員は専門性のみならず継続性を保障するため正規職員にすること。

(こども家庭部) 児童育成指導員については、必要な資格を要する専門性を確保してまいります。

42. 障害児の学童保育が、希望者全員に利用できるよう更に拡充すること。

(こども家庭部) 現在全ての施設において、支援が必要な児童を受け入れています。今後もご希望に応じて学童保育をご利用できるようにしてまいります。

## 子育て支援のために——その他

- ★ 43. 少子化対策・こどもの貧困対策のため、健康保険から支給される出産育児一時金と出産費用の

差額分を区独自で支給すること。

(区民部) 出産費用の現状においては、個々の医療機関により分娩費以外のサービスにより付加価値をつけ出産費用が高額となっている事例も見受けられます。

国保の保険給付として行う場合は、財源の問題も生じます。国保は一般会計から多額の繰入をして維持運営を続けております。従いまして、現状では、国保事業として、大田区独自で差額補助を行うのは困難です。

44. 母子の命と健康を守るため、妊婦検診を完全無料にすること。そのために助成額の増額を都に求めること。

(健康政策部) 妊婦健康診査費用の公費負担及び里帰り等妊婦健康診査費用の助成は14回分まで実施しています。妊婦健康診査は健康保険が適用されない自由診療のため医療機関により費用に差があり、健診項目が異なる場合もあるため、区では区民に対する公平性の観点から、一定額を公費により負担しております。

また、妊婦健康診査は、受診者の利便性向上のため東京都、東京都医師会、特別区、市及び町村の協議により、都内共通の内容で相互乗り入れにより実施しており、助成額の増減を大田区の判断のみで実現できるものではありません。

45. 不妊治療に対して、都の制度だけでは不十分なので都に充実を求めるとともに、区独自に助成をすること。

(健康政策部) 不妊治療に関しては、国において検討されているため、今後も国の動向を注視してまいります。東京都では特定不妊治療費助成に加え、平成29年度から不妊検査及び一般不妊治療費助成も開始されました。現在のところ、区として費用を助成することは考えていません。

46. 少子化対策・こどもの貧困対策として、子育て世帯への家賃補助を行うこと。

(こども家庭部、まちづくり推進部) 住宅政策の取組みとして、子育て世帯への家賃補助制度を創設する予定はありません。

47. 子ども家庭支援センターは、各地域庁舎管内に少なくとも1ヶ所設置すべきである。糀谷・羽田地域にも増設すること。

(こども家庭部) 子ども家庭支援センターは、大森を本部として、蒲田・洗足池・六郷の4か所に設置しております。糀谷・羽田地域にお住まいの方々は、京浜急行やバスの利便を活かし、子ども家庭支援センター蒲田・六郷・大森をご利用いただいております。今後も子ども家庭支援センター各所が連携し、総合的な子育て支援に取り組んでまいります。

48. 大田区にも早期に児童相談所を設置するため、土地の確保など、都と十分に協議をし、計画を進めること。特に専門職員の確保が重要であり、現在は都に2名の職員を派遣しているが、研修に数年かかることなどから職員体制を含めた計画を示すこと。

(こども家庭部) 区では、児童相談所の設置に向け、平成28年度から庁内の検討組織を立ち上げ、平成29年度は新たに開設準備担当課長を設置して検討を進めております。施設整備や人材の確保・育成等の課題については、現在、「基本構想・基本計画」を策定しているところです。

なお、児童相談所への派遣研修については、平成29年度は3名の職員を派遣しておりますが、平成30年度以降はさらに増員を図るよう準備を進めております。

49. 「わかばの家」の相談数の増加に見合った体制となるよう拡充すること。また、分館が設置さ

れたが、糀谷・羽田地域にも増設すること。事業体制は区が直営で行うこと。

(福祉部) 運営については、平成 28 年度プロポーザルを実施し、高い専門性と実績のある社会福祉法人に業務委託をしております。また、毎年行うわかばの家利用者アンケートでも業務全般に好評の評価をいただいております。

おおた障害施策推進プランにおいて、わかばの家の事業の見直し・強化を図ってまいります。

50. 発達障害の理解のため区民への学習の機会を増やし、早期発見、早期支援のため専門医からの要望もある 5 歳児検診を実施すること。

(福祉部) 保健所では、1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査において、精神発達に関する問診の工夫などにより発達障害の早期発見に努めています。

また、必要に応じて保健所の乳幼児発達健康診査で、小児神経科医と心理職による診察・面接相談を行い、適切な専門医療機関やこども発達センターわかばの家等の療育機関をご紹介しますなど早期からの支援を行っております。

5 歳児健康診査につきましては、現在のところ、実施する予定はありません。

(健康政策部) 平成 25 年度から教育委員会と共催で、区民の理解を深めるための発達障がいシンポジウムを開催しております。また、平成 26 年度からは児童館でのミニ学習会と個別相談会を実施し、こども・保護者の生活の身近な場所での学習・相談の機会を設けています。

51. おたふくかぜ、ロタウイルス、インフルエンザ等について、定期予防接種化を国に要望し、他区でも行っているように区独自でも助成をすること。

(健康政策部) おたふくかぜについて、国は定期予防接種化にむけた検討を行っており、この動向を注視してまいります。ロタウイルス等においては現時点では任意接種であるため、費用助成を設ける予定はありません。

52. 子ども医療費助成制度を 18 歳まで拡充すること。診断書作成についても対象とすること。

(こども家庭部) 限りある予算の中で、真に必要な方には既に医療費助成を行っているため、助成対象を高校生年齢まで拡大をする必要性は低いと考えております。

また、本制度における医療費は保険適用の範囲を前提にしていることから、保険適用のない診断書等の文書料は対象とならないと考えております。

53. 現在末吉育英基金はあるが、区独自に給付型奨学金制度を創設し、入学金だけでなく授業料も対象にすること。

(福祉部) 区が実施している給付型奨学金事業は、故人となられた区民の方からの尊いご寄付と遺志をもとに創設したものであり、事業期間に限りがございます。国や東京都では給付型奨学金の実施を予定しておりますが、これは広く国民全体に社会的便益をもたらすとの観点から実施する側面がございます。また、実際の進学では、家計の負担や、各大学等が行う奨学金など他の支援制度も併用し、進学等の費用を用意することが必要となる場合もあります。区の奨学金貸付制度は、学生生活に必要となる様々な費用を支弁し、必要な支援策のひとつと自負しており、今後も、本事業を軸に多くの学生を支援してまいります。

## 高齢者福祉の充実のために

- ★ 54. 75 歳以上の高齢者を差別と負担増で苦しめる後期高齢者医療制度は廃止するよう国に求めること。また、区独自で医療費の窓口負担を無料にすること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しています。社会保障制度改革国民会議報告書においても「創設から5年が経過し、現在では十分に定着している制度と考えられ、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当である」とされ存続の方向でまとめられています。現段階では今後の制度改正の動向を注視しており国に制度廃止を求める予定はありません。

被保険者に過度な負担を求めない安定的かつ持続可能な制度を確立することは国の責任において万全の策を講ずべきものです。従いまして現在のところ区独自で窓口負担の無料化に取り組む考えはありません。

55. 家族介護者支援を更に進めるとともに、認知症・寝たきりの65歳以上の高齢者へ月2万円の介護支援手当を創設すること。

(福祉部) 家族介護者支援として、地域包括支援センターを核として、介護者の相談を受け、家庭介護の状況を確認しながら丁寧に対応しています。また、家族介護者支援ホームヘルプサービス事業や家族介護者交流情報紙「ゆうゆう」の発行などさまざまな施策を行っています。このような家族介護者支援施策の充実を進めることが、ご家族に寄り添った目指すべき方向と考えております。よって、介護手当の創設は考えておりません。

56. 高齢者の敬老金、寿祝い金・長寿祝い金の縮小・廃止を元に戻すこと。

(福祉部) 区では、88歳、100歳、108歳及び区内最高齢の方を対象に、寿祝い金・百歳以上長寿者祝金を贈呈していますが、現在のところ、対象者や金額を見直す予定はありません。

57. 介護保険の認定を受けながら経済的理由で利用できない生活保護世帯以外の低所得者に、利用者負担軽減措置があるが、2016年度わずか124人と不十分であるので、軽減措置を拡充すること。

(福祉部) 大田区では、所得が低い方が介護サービスを利用する場合に、介護費の利用者負担額10%を2分の1に、食費・居住費の利用者負担額を4分の3に軽減する制度を一般財源で行っております。また、介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設に入所されている方は、平成12年4月から10年間利用料の軽減措置がとられています。現在もこの制度を利用する方の軽減措置が制度上延長されています。利用者の方に対しては、適切に軽減措置が提供されるよう、制度の周知を図ってまいります。

58. シルバーピアは実態に見合った増設計画を作ること。特にオーナー希望は通年受付とし、迅速に対応すること。

(福祉部) シルバーピアについては平成28年3月に策定した「大田区高齢者の住まいの確保に関する基本方針」に基づき取り組んでまいります。

59. 高齢者アパートの増設計画中止をやめ、実態に見合った計画をつくり、増設すること。

(福祉部) 高齢者アパートについては今後も事業を継続してまいります。増設の予定はありません。

60. 区は包括的な見守り体制に責任を持ち、高齢者の孤独死をなくすため独り暮らしの全ての高齢者への安否確認活動を拡充するためにも福祉電話・準福祉電話を復活することや、高齢者見守り推進事業者に謝礼等を支給すること。

(福祉部) 平成23年2月から、ひとり暮らし高齢者登録の対象者を拡大し、また、理美容券を民生委員による手渡しにするなど、登録者への見守り体制についても、強化しております。

区の各地域では、自治会・町会、民生委員、事業者などの連携により、地域の特性を生かした見守り事業が進んでいます。今後は、その力を生かし、区として、包括的な見守り体制を構築していくことが重要と考えています。

そのために、平成 24 年度からは、21 か所の地域包括支援センター全てに、高齢者見守りコーディネーターを配置し、地域包括支援センターを核とした、地域の方と連携した高齢者を見守る体制整備に取り組み、高齢者見守りキーホルダー登録事業を展開しているところです。

来年度は、見守りコーディネーターを見守り支え合いコーディネーターにレベルアップし、さらなる見守り、支え合い体制の強化に取り組みます。

このような高齢者を見守る事業の拡充にあわせて、福祉電話・準福祉電話については廃止したものであり、復活は考えておりません。

また、区では、「高齢者見守り推進事業者」の登録制度を実施しており、現在 39 の事業者にご登録いただいています。その中には、新聞販売組合、牛乳配達店、宅配業者、金融機関、公共交通機関など多種多様な業種の事業者があり、それぞれの事業者が、地域包括支援センターや地域福祉課と連携し、高齢者の見守りにご協力いただいています。なお、各事業者の日常業務の中で、業務に支障のない範囲でご協力をいただいていることから、謝礼等の支給は考えておりません。

61. いきいき入浴券を自己負担 150 円に戻し、利用制限をしないこと。申請主義をやめ、対象者全員に郵送すること。

(福祉部) いきいき高齢者入浴事業は、定期的な外出を通し、高齢者の健康維持と地域でのふれあいを促進することを目的としています。多くの高齢者の方に、年間を通じて継続的にご利用いただくために、月毎の利用回数も設けています。枚数や自己負担額を変更する予定はありません。

また、入浴証の交付につきましては、適正な入浴証の使用及び公衆浴場での保管のリスクを考慮し、平成 28 年度に「交換方式」から「申請方式」に改め、平成 30 年度からは利用者の利便性を考慮し「自動更新方式」を取り入れるなど、管理・運営上の改善に努めております。

62. 年間 4 枚のマッサージ券を月 1 回使えるように増やすこと。

(福祉部) 常時ねたきりの高齢者とその介護家族を支援するために、年間 4 枚のマッサージ券を支給しております。枚数を増やす予定はありません。

63. 高齢者が心身ともに健康に生きていくために、積極的に区民施設を利用できるよう高齢者団体や個人の施設使用料の減免制度を設けること。

(企画経営部) 区施設の使用料は、受益者負担の原則に基づき、明確な算出方法の下に決定し、利用者にご負担いただいております。その中で、利用目的が公益性の高いものである場合や、特別なご事情等がある方に対し、例外的に減額・免除の取扱いを可能としている場合がございます。

区は、高齢者の健康増進に資することを目的の一つとして、平成 29 年度から区立水泳場使用料の減額をしています。今後も引き続き、公平性が著しく損なわれないよう、適正な減免制度のあり方を検討してまいります。

64. シルバー人材センターの登録者数に見合った仕事確保の支援を強化すること。

(福祉部) 大田区シルバー人材センターは、平成 23 年 4 月に新制度上の公益社団法人へ移行し、

公益性の高い地域に根ざした活動を拡充しているところです。

区では、センター事業の更なる充実が図られるよう、運営費補助を継続し、区や「いきいきしごとステーション」との連携により事業運営が円滑なものとなるように支援しております。

## 障害者福祉の充実のために

- ★ 65. 2014年2月に、わが国でも批准された障害者権利条約の啓発活動を行うこと。また2016年4月より施行された障害者差別解消法は、今年度の大田区障がい者実態調査報告書によると18歳以上で法律の内容まで知っている人は3.0%とあり、区民の認知度は不十分なので更なる啓発活動を行うこと。

(福祉部)「おおた障がい施策推進プラン」(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)において、三つの重点課題の一つを権利擁護の推進とし、その実現に向けた重点施策として障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組んでまいります。

障がいの有無にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、差別や虐待のない社会の実現に向け、引き続き障害者差別解消法に係る研修や広報による啓発活動を行ってまいります。

66. 障がい者差別解消支援地域協議会は、当事者の意見をよく聞いて障害者差別解消法に基づく取り組みを進めること。

(福祉部)平成29年度第2回目の会議から大田区障がい者差別解消支援地域協議会に、障がい当事者にも委員として参画していただいております。

67. 障害者の総意によってまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を基にして障害者総合支援法を見直すよう国に求めること。

(福祉部)区としては、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

68. 65歳を超えた障害者についても、基本的には障害者サービスを優先すること。介護保険制度優先では障害のある方が今まで通りの生活支援が受けられない。第7期介護保険事業で「介護保険優先原則」について改めるよう、国に強く求めること。

(福祉部)平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用に関する内容が規定されています。具体的には①一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける②障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直し(共生型サービスの創設)です。

69. 身体障害者手帳4級の方への手当(月2,000円)を復活すること。

(福祉部)心身障害者福祉手当に、身体障害者手帳4級の方を対象とする考えはありません。

70. 心身障害者福祉手当が精神障害者保健福祉手帳1級の方に支給されるようになったが、地域で生活する精神障害者の多くは2級の方であり、障害基礎年金は6万円程度で自立できない。精神障害者が社会参加でき、地域で生活ができるように、2級・3級の方にも手当の支給を行うこと。

(福祉部)区においては、平成28年4月1日から心身障害者福祉手当条例を改正し、精神障害者保健福祉手帳1級の方に手当を支給しております。2級・3級の手帳をお持ちの方への手当の支給については、他区、他施策の動向も見ながら研究してまいります。

71. 精神障害者は1人では動けず、引きこもりになりがちである。知的・心身障害者と同様に、交

通費を割引にするよう、国土交通省に要請し、特に JR・東急・京急に働きかけ、区としても独自の支援をすること。

(福祉部) 現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の交通費の割引は、都営交通乗車証の発行、都内路線バスの運賃の割引、タクシー運賃の割引となっています。

72. 医療的ケアが必要な重度障害者の親亡き後の医療つき入所施設を、区内に一刻も早く新設するよう都に求め、区が設置に向けて支援すること。

(福祉部) 医療的ケアが必要な重度障害者の入所支援につきましては、都に要望してまいります。

- ☆ 73. 都立北療育医療センター城南分園の改築に当たっては、医療的ケア付き入所施設を併設するよう都に求めること。

(福祉部) 都立北療育医療センター城南分園の改築がある際は、都に必要な要望を伝えてまいります。

74. 重症心身障害者のレスパイト事業の拡充をすること。

(福祉部) 在宅レスパイト事業は、平成 27 年度に都の助成を受けて始めており、利用者数も多く推移しております。都は制度を見直し、対象者に医療的ケア児を追加し、年度の上限回数はそのままで、月の利用上限回数を 4 回に変更する等の改正をしております。区としては、都の動向も踏まえ、適切に対応してまいります。

75. 知的・身体・精神障害者向けの、ケアホーム、ケア付住宅、グループホーム、高齢障害者のためのケアホームを新設・増設すること。国・都等の公有地の活用を積極的におこなうこと。

(福祉部) 障がい者の居住の場として、民間事業者によるグループホームの設置を推進しております。国・都等の公有地の活用につきまして、適切に対処してまいります。

76. 知的・身体・精神障害者向けの緊急一時ショートステイ事業を拡充し、必要なときに使えるよう助成すること。

(福祉部) 緊急一時保護、短期入所施設の必要性につきましては認識しております。様々な方策を検討してまいります。

77. 道路などの安全対策とバリアフリーの街づくりをさらに推進するため「福祉のまち」モデル事業を拡大すること。

(まちづくり推進部) 区は、「高齢者、障害者等の移動等と円滑化の促進に関する法律」の主旨を踏まえ、「大田区移動等円滑化推進方針」に基づき、多くの人が集まる拠点となる重点整備地区として「大田区移動等推進化計画」(かまた・おおもり街なか” すいすい” プラン)を策定しています。また、平成 28 年度には、新たな重点整備地区として定めた障がい者総合サポートセンター(さぼーとびあ)周辺を対象に、「大田区移動等円滑化推進計画(さぼーとびあ周辺地区)」を策定し、移動等円滑化を推進しています。

78. 公共施設のバリアフリー化をすすめる、民間施設のバリアフリー化への助成も促進すること。

(企画経営部) 公共施設のバリアフリー化につきましては、今後もユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を推進してまいります。

(まちづくり推進部) 民間施設のバリアフリー化への助成については、バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例により対象施設のバリアフリー化が義務付けられているため、助成する考えはありません。

79. 音響式信号機とエスコートゾーンを増やすよう、警視庁に区からも申し入れをすること。

(まちづくり推進部) 区が策定した「大田区移動等円滑化推進計画」において、警視庁の事業として音響式信号機とエスコートゾーンの整備を定めました。この計画に基づき、警視庁は蒲田駅周辺及び大森駅周辺・さぼーとぴあ周辺地区において、音響式信号機とエスコートゾーンの整備に順次取組むこととしております。

80. 京急蒲田駅は触地図を含めて案内板を増やし、ホームのわかりにくさを改善し、北側に改札口を増設するよう鉄道事業者に求めること。

(まちづくり推進部) 京急電鉄(株)に確認したところ、現状では触地図及び案内板等の増設予定はないとのことですが、今後もわかりやすいご案内になるよう努めてまいりますとのこと。また、北口改札の増設については、これまでも京急電鉄(株)に対し要望しております。

今回改めて要望したところ、乗降客数の状況などから、現時点では北口改札増設の必要性はないと判断しているとのこと。

引き続き、京急電鉄(株)にユニバーサルデザインに即した駅機能と北口改札の増設について働きかけてまいります。

81. 住宅改造相談・助成及び福祉タクシー・自動車燃料費(移送サービス利用券)について、定められた「対象」だけでなく、個々の生活実態や障害状況、年齢等を考慮し、障害の程度は1人ずつ違っているので、必要だと判断できる障害者は認めること。

(福祉部) 住宅改造相談・助成及び移送サービス利用券の給付につきましては、各事業の実施要綱に基づき認定を行っているところです。

申請相談をされる方については、今後も障害等級のみでなく個別の障害状況も十分お伺いしたうえで、必要に応じ等級の変更を案内させていただくなど、現行要綱に定める基準をもとに適切に支援の可否を判断してまいります。

82. 視覚障害者用日常生活用具類の支給基準の改善を行うこと。

- ☆ ① デイジー機器の支給対象を3級以下にも拡充すること。

(福祉部) 視覚障がいのある方への支援については、適切に実施することが重要であると認識しております。日常生活用具類支給対象の見直しについては、今後も適切に検討してまいります。

- ② 地デジ対応のラジオを追加すること。

(福祉部) 視覚障がいのある方への支援については、適切に実施することが重要であると認識しております。日常生活用具類支給対象の見直しについては、今後も日常生活用具検討会を開催し、適切に検討してまいります。

- ☆ ③ 在宅医療等支援用具の対象を障害者のみ世帯に制限しないこと。

(福祉部) 視覚障がいのある方への支援については、適切に実施することが重要であると認識しております。日常生活用具類支給対象の見直しについては、今後も適切に検討してまいります。

83. ガイドヘルパーの派遣サービスは、送迎だけでなく施設利用の時間中についても利用できるようにすること。

(福祉部) ガイドヘルパーの派遣は原則として、ある地点から地点への移動に対するサービスです。

84. 聴覚障害者の夜間の緊急時に手話通訳派遣サービスを実施すること。

(福祉部) 窓口開催時間外の夜間に緊急時の派遣サービスを実施するのは、手話通訳者の状況等からも当面困難です。

85. 手話通訳者数をもっと増やすためにも大田区主催登録手話通訳者研修の回数を年間 6 回を年間 24 回 (昼 12 回・夜 12 回) にすること。

(福祉部) 登録手話通訳者の技術の向上は、聴覚障がい者の情報保障を実現する上でも必要であると認識しています。大田区登録手話通訳者研修は、平成 29 年度は年間 6 回の手話の技術研修の他に、他の研修事業とタイアップして、大田区の障がい者・高齢者福祉制度等を学ぶ研修も 2 回実施し、計 8 回の研修の機会を設定しました。今後も、研修の参加状況を鑑みつつ、登録手話通訳者・聴覚障害者団体の意見を反映して研修内容の充実に努めてまいります。

86. 手話通訳者養成クラスの受講回数を年間 15 回から初級・中級・上級と同じ 40 回にすること。講習会予算の増額を図り教材、備品購入予算をつけること。

(福祉部) 平成 29 年度からは手話講習会 (通訳養成課程) の回数を年 15 回から年 30 回に回数を増やして実施しております。共通で使用する備品や消耗品については予算計上しています。

87. 障害者差別解消法で行政機関に対し合理的配慮の提供を義務付けられているため、区内の公の施設の障害者用駐車場を無料にし、障害者優先の無料駐車場を設置すること。

(福祉部) 障がいのある方にとって、自動車は有効な移動手段であることは認識しています。障がいのある方やその家族・介護者が使いやすい駐車場が増えるよう、関係各課に働きかけてまいります。

88. 障害者総合支援法の事業に移行した小規模作業所への助成を拡充すること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援を実施してまいります。

89. 障害者差別解消法に基づき、共同作業所が運営できるよう補助金等の支援を図ること。

① 地域活動支援センター (地活) については、基礎的事業経費と地活 II 事業経費の基準額を実態に見合う金額まで引き上げること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援を実施してまいります。

② 就労継続支援 B 型の施設は営利団体ではないため、法に基づき合理的配慮をすべきであり、ごみ処理券の助成を行うこと。

(福祉部) 営利団体以外が運営する就労継続支援 B 型施設に対しましては障害者日中活動系サービス推進事業補助制度により支援を実施しております。また、各施設のごみ処理に係る費用については、現行の補助金制度の対象経費となっておりますので、別途助成する予定はございません。

③ 小規模作業所の利用者の健診は区が無料で実施すること。職員に対しては、健診費用助成を現行の補助金制度とは別途行うこと。

(福祉部) 各施設の利用者、職員の健康診断費用については、現行の補助金制度の対象経費となっておりますので、別途助成する予定はございません。

④ 大田区障害者施設就労支援等事業特別加算補助金交付要綱にある、利用者交通費助成については、利用者全員を対象とすること。

(福祉部) 利用者交通費の補助については、現在、原則として区内在住者分を対象として

おりますが、直ちに、対象を拡大する予定はございません。

- ⑤ 大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 第4条(2)事業所の家賃が、「1か月当たり 300,000 円を上限」とあるが、消費税増税や賃料の値上げなどを考慮し上限を引き上げること。

(福祉部) 障害者日中活動系サービス推進事業補助制度による各施設への支援は、施設の運営状況を見守りながら的確に実施してまいりますが、現在、家賃補助の上限を引き上げる予定はございません。

90. 中途失聴・難聴者の方々から要望がある、手話講習会への講師代・OHP・OHC(書画カメラ)・資料代・会場費等へコミュニケーション支援として全額補助を行うこと。

(福祉部) 中途失聴・難聴者への講習会は平成29年度と同様に実施する予定です。講師への報償費や必要な備品、会場の確保は障がい者総合サポートセンターの事業として予算計上して実施しておりますので受講者の負担はテキスト代のみとしています。

91. 本庁舎障害福祉課の手話通訳者の配置を、月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えたことは評価できるが、週に1日では不十分であり、障害者差別解消法に反する。タブレット端末だけではなく、本庁舎窓口到手話通訳を正規雇用で常時配置すること。

(福祉部) 障がいのある方への情報保障への配慮につきましては、必要であると認識しております。

本庁舎障害福祉課窓口における手話通訳については、皆様のご要望もあり、平成28年度から月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えて対応しております。

また、タブレット端末による遠隔手話通訳サービスについては、平成29年1月から操作性が向上した機器に入れ替えています。

92. 精神障害者の相談・居場所の確保をしている施設を増設すること。さぼーとぴあは区内全体を対象としているため、特に大森・調布地域には早急に設置を検討すること。

(福祉部) 現在のところ、増設予定はありません。

平成27年3月に新設された、障がい者総合サポートセンターは大森地区にございますが、地区を問わずご相談を受け付けております。

- ☆ 93. カフェなど精神障害者の日中の居場所作りのため、助成制度を創設すること。

(福祉部) 現在のところ、ご要望の助成制度を創設する考えはございません。

94. 精神障害者を対象にした訪問型(アウトリーチ)地域医療の実施は、中部精神保健センターや医師会との連携で、分室を区内に設けるなど、区として責任を果たすこと。

(健康政策部) 保健所の保健師は、日々の活動の中で、精神障害者への相談支援を行っております。対応の難しいケースについては関係機関と連携し、必要に応じてこれらの機関と同行訪問をしております。また、研修や困難事例検討会などを通じて、保健師の支援技術の向上を図っております。

- ☆ 95. 精神障害者の自立支援のために保健師を増員すること。

(福祉部) 現在のところ、保健師を増員をする予定はございません。保健師については、業務の必要性も含め、研究してまいります。

96. さぼーとぴあの運営について

① 手話通訳者は大田区が正規雇用で複数配置し、同行支援にも対応できるようにすること。

(福祉部) 手話通訳者は大田区登録手話通訳者の派遣と、東京手話通訳派遣センターからの派遣の2種類で対応しております。通院等で必要な同行支援も対応しています。

- ② 専門相談員(各障害に対応した)を配置し、緊急時も含め24時間対応できるようにすること。働く人のためにも、早急に午後9時まで延長すること。

(福祉部) 相談窓口開設時間は、平日は8時30分から19時まで、土曜・日曜・休日は8時30分から17時までで、この時間帯では特に予約の必要なく相談を受け付けて対応しています。午後9時までの延長の予定はありません。虐待通報につきましては、区の夜間受付電話をお伝えし対応するようにしています。

- ③ さぼーとぴあを結ぶ循環バス路線は、主要駅や四地域庁舎、出張所などの公共施設を結ぶなど利便性を高めること。また、各停留所の表示をすること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、車いす用リフト付きの大型バスを2台の運行契約を締結しています。その主な目的は、障がい者総合サポートセンターで実施している機能訓練利用者のための送迎です。その送迎の空き時間に、障がい者総合サポートセンターと区内主要駅を結ぶルートバスを運行しています。各停留所の表示については、状況を見定め判断してまいります。

- ④ 都が所管となっている補装具判定については、障害者総合サポートセンターで出張判定を実施するよう都に求めること。

(福祉部) 補装具判定については、東京都が所管で、以前のような巡回相談は行っていない状況です。今後も実施の予定はないと聞いています。

- ⑤ 多目的室等の活用については障害者団体等を優先すること。

(福祉部) 多目的室と集会室の貸出しについては、一般の方は1か月前からの申し込みであるのに対して、大田区障害者団体は3か月前からの申し込みを受付し優先しています。

- ⑥ 開所時間は働く人も使えるよう午後9時まで延長すること。

(福祉部) 相談支援部門においては、平日は19時まで、土曜・日曜・祝日も8時30分から17時まで相談を受け付けております。集会室等の貸出しについては平日休日とも21時30分までご利用いただけます。開所時間の延長については夜間・休日の利用状況を鑑みて慎重に判断いたします。

- ⑦ テレビ電話による手話通訳の活用は不具合が多いので、利用しやすいように改善を急ぐこと。

(福祉部) タブレット端末による遠隔手話通訳サービスについては、平成29年1月よりタブレット端末が入れ替えとなり、機器の操作性が向上しています。このため、以前よりもスムーズに対応が可能になっております。

- ⑧ さぼーとぴあの非常勤嘱託医配置だけでなく、大森赤十字病院と連携するため、精神科の入院が可能となるよう申し入れること。

(健康政策部、福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、精神科医・内科医・整形外科医を嘱託医としてご協力いただき、専門的見地から相談を受けていただいています。特に近隣にある大森赤十字病院とは、すでに大田区と大森赤十字病院における連絡協議会や自立支援協議会などの参加で日頃から連携を深めているところです。

- ☆ ⑨ 二期工事において新設されるショートステイ施設は、重度の方だけでなく、精神・知的障害で医療的ケアが必要な方の緊急一時保護を受け入れること。

(福祉部) 緊急時の受入体制については、必要性を認識しているところです。

精神・知的を含む短期入所事業の充実に向けては、つばさホーム前の浦の機能見直しを調査・研究してまいります。

97. 全ての公の施設には磁気ループや FM 補聴システムを設置すること。まず、未設置の施設は磁気ループや FM 補聴システムが接続できるよう直ちに対応し、貸し出し用の磁気ループや FM 補聴システムを常備すること。区民への周知をすること。

(企画経営部、福祉部) 磁気ループにつきましては、現在大田区民ホール、大田区民プラザ、大田文化の森、大田区総合体育館、障がい者総合サポートセンターに設置されております。今後も施設用途等を考慮し整備に努めてまいります。また、区民の方々へ広く知っていただくための方策を検討するとともに、貸し出し用の磁気ループの配備についても、今後、検討してまいります。

## 七. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために

### 建築行政の拡充と対策

1. 区の解体要綱の対象とする床面積の合計（現在 500 平米）を引き下げ、業者には解体要綱を厳守するよう強く指導すること。指導後実施状況の報告を求めること。

(まちづくり推進部) 解体要綱の対象になる建築物の規模は、解体工事の延べ面積の合計が 80 m<sup>2</sup>以上になっております。

また、粉じん対策等の法令順守など、適切に解体を行うよう指導しております。今後も指導強化に努めてまいります。

2. アスベストの除去を含む解体工事は、分別工事の徹底、廃棄物の適正処理、石綿障害予防規制の順守が行われるよう、法令順守の指導や現場パトロール、立ち入り検査等を強化すること。

(まちづくり推進部) アスベストの除去を含む解体工事は、建設リサイクル法の届出時に、「特定粉じん（石綿等）事前調査報告書」の提出を求めて石綿の確認をしております。関係法令が順守されるよう、日常の現場巡回を始め、全国一斉パトロール等に合わせた立入検査も実施し、指導に努めてまいります。

3. 一定規模以上の共同住宅を建築する場合は、学区や地域全体として考えて「地域力を生かした大田区まちづくり条例」および開発指導要綱を適用するよう改正し、300 戸以上では区民公共施設、1,000 戸以上では小・中学校の増を建設事業者の責任で建設すること。

(まちづくり推進部) 「地域力を生かした大田区まちづくり条例」及び「大田区開発指導要綱」の適用規模となる共同住宅については、300 戸以上では公共・公益施設の設置の協議を行い、1000 戸以上では公共・公益施設の用地及び建築物の提供を開発事業者に求めています。

4. 空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたが、地域の安全を守るために、区が責任を持つこと。解体工事に踏み出せるよう、固定資産税の減額など東京都に要望することや足立区のように区独自で助成をすること。

(まちづくり推進部) 空家等対策計画に基づき、庁内連携及び空家等対策の協力協定を締結した不動産、建築関係等の団体と連携し、適正管理及び利活用が促進されるよう空家対策を進めています。具体的には、空家総合相談窓口や空家相談会などで、空家に関しお困りの方へワン

ストップで対応し、適正管理及び利活用を支援しております。今後も所有者に改善を促す方策について、引き続き研究してまいります。

5. 空き家等有効活用はマッチングだけでなく、区による借り上げや家賃助成の創設など助成制度を拡充し、区民が利用しやすいようにすること。

(まちづくり推進部) 平成 28 年度から、公益目的で空家を活用する場合に、改修費用の一部を補助する事業を行っています。区による借上制度や家賃助成制度を創設する予定はありません。

## 環境保全対策

6. 区は地球温暖化対策としての CO<sub>2</sub> 削減計画を策定しているが、羽田空港については除外されている。深夜・早朝も含め国際便が増便され、2020 年からの機能強化計画の新飛行経路による大田区への影響が心配されている。羽田空港の CO<sub>2</sub> の排出量について東京国際空港エコエアポート協議会の「東京国際空港環境計画」のデータを議会に報告し、区民に知らせること。

(環境清掃部) 空港施設からの CO<sub>2</sub> 排出量削減については、東京国際空港エコエアポート協議会(事務局:国土交通省)が策定した「東京国際空港環境計画」に基づき国が取り組んでいます。また、そのデータは、国土交通省東京空港局のホームページで、「東京国際空港 環境報告書」として公表されております。

7. 太陽光発電設置助成を使いやすくするため、屋根の改修費用等に助成し、助成額・率も拡充すること。

(環境清掃部) 住宅用太陽エネルギー利用機器設置補助を使いやすくするために、申請様式の見直しを行う予定です。

8. エネルギー基本計画を原発中心から再生可能エネルギーへ転換するよう国に求めること。

(環境清掃部) 国が公表したエネルギー基本計画(平成 26 年 4 月)では、再生可能エネルギーを積極的に推進することとしており、水素等の新たなエネルギーの導入も盛り込まれています。

9. 可燃ごみは生ごみが最も多いので、減量のために生ごみ処理機購入助成を復活すること。

(環境清掃部) 以前、生ごみ処理機購入費助成制度を設けていましたが、需要減のため廃止しました。

生ごみの処理については、区民の皆様が排出時の水切り等を徹底することによりごみの減量を図る考えであり、生ごみ処理機の助成制度を復活する予定はございません。

10. 呑川の環境(悪臭、スカム、ユスリカ)改善のために、雨水の一時貯留施設の実現を早め、根本的な解決策として分流式等の下水道対策を促進することを東京都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、平成 25 年度より東京都建設局、下水道局、環境局及び呑川の流域自治体である世田谷区・目黒区との連携による「呑川水質浄化対策研究会」を開催し、呑川の総合的な水質浄化対策を進めております。研究会では、東京都下水道局が合流式下水道の改善に向けた浄化対策方針を示し、対策に取り組んでいるところです。

なお、東京都下水道局では分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

11. JR、東急、京急の踏切を総点検し、必要な整備・安全対策を早期に行い、下丸子駅前踏切(下丸子 1 号踏切)など交通混雑箇所は踏み切り幅を拡幅するよう鉄道事業者に要請すること。

(都市基盤整備部) 国土交通省の重点施策に基づき、JR 線及び東急線の「開かずの踏切」「歩道が狭い踏切」「交通量の多い踏切」などの踏切を緊急対策踏切と指定し、踏切の拡幅、カラー舗装

化や看板設置などの安全対策を実施してまいりました。引き続き可能な対策の実施に向け調整してまいります。

なお、京急線は平成 28 年度末に完了した連続立体交差事業により、28 か所の踏切が除却されました。

12. 航空機の左旋回はただちに中止すること。横田空域返還による大田西ルート騒音対策を図ること。騒音と安全に問題が発生する早朝・深夜の増便は行わないよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 羽田空港における北風時A滑走路北向き離陸左旋回については、空港運用の慣熟を経て数年で廃止するとした、平成 22 年取り交わし文書に沿って検討を行うことを航空局に確認しております。また、この確認に基づき、機会を捉えて国に対して廃止を要望しており、平成 28 年 7 月に国土交通省より「国土交通省より「平成 22 年 5 月 14 日付け『D 滑走路供用後の東京国際空港の運用について』を踏まえ、機能強化の本格実施に先立って、廃止を行う」との回答を得ており、平成 29 年 5 月には廃止の時期を明確に示すように要望しました。

航空機による区内への騒音影響につきましては、引き続き、地域環境や安全の確保の面から国土交通省と協議をしております。

- ★ 13. 2020 年からの羽田空港機能強化計画による増便と新飛行経路は中止するよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 羽田空港の運用は、現在におきましても、北風時 A 滑走路北向き離陸左旋回や、着陸のやり直しであるゴーアラウンド、深夜早朝時間帯における航空機の離発着など、航空機騒音による区民生活への影響が生じていることから、今回の国の機能強化提案は、大変重要な問題であると認識しております。

区では、平成 29 年 5 月 10 日付で国土交通省に対し、羽田空港の機能強化に関する要望書を改めて提出しておりますが、その中にも区民の皆様の疑問に答え、不安を払拭するよう様々な手法による正確かつ丁寧な情報提供を行うよう申し入れております。

また、国は 11 月以降、大田区を皮切りに近隣自治体において、第 4 フェーズとしてオープンハウス型の説明会を開催するほか、羽田空港第 1 ターミナル内に常設の情報発信拠点を開設し、パネル展示や飛行映像、音が体験できるサウンドシミュレーター等が利用できるよう整備などして、情報提供を進めております。

区は、従来より、羽田空港との共存共栄を図りながら、地域の活性化を目指しております。

引き続き東京都や周辺自治体とも十分に連携しながら、より一層の騒音対策、安全対策とともに今後も、様々な手段により、丁寧な情報提供を進めるよう、強く国に求めてまいります。

14. 松原橋・大森東・大鳥居交差点などの激甚汚染地域における公害対策は、道路管理者だけでなく、区独自でも実施すること。

(まちづくり推進部、環境清掃部) 激甚汚染地域の交差点において車線数を増やすことは、渋滞緩和とそれに伴う大気汚染の軽減を図る有効な手段の一つです。

東京都は、空港臨海部グランドビジョン 2030 に基づく区の要望を受け、平成 25 年度に大鳥居交差点での車線拡幅工事を実施しました。

今後も機会をとらえ、公害軽減につながる対策を進めてまいります。

15. 大気汚染公害対策の目安となる大気汚染濃度の測定対策を拡充すること、ことに環状 8 号線空港周辺に測定局を設置し、対策を講じること。

(環境清掃部) 大気汚染濃度の測定体制を充実させるため、機器の更新等を計画的に進めてま

います。

環状 8 号線空港周辺の測定局設置につきましては、設置場所としての適地が確保できましたので、平成 30 年度に新しく自動車排出ガス常時監視測定局を設置し、大気汚染の実態を把握していく予定です。

16. 区道沿道の大気汚染対策として常緑樹からなる街路樹を整備すること。

(都市基盤整備部) 区では、比較的幅の広い道路や水路の跡地などで、緑化推進や景観改善などを図るために、地域の声を聞きながら街路樹整備に取り組んでおります。

今後も引き続き、常緑樹も含めた「緑」を増やす取組を進めてまいります。

17. ふるさとの浜辺公園の水質改善を早急に強化するため、抜本的な対策として下水道の分流式への変更や、当面の対策として貯留池の新設や排水口の移転等早期実施を都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、大森ふるさとの浜辺公園の水質を保全するためにも、内川における合流改善が必要であると考えております。そのため、東京都には、馬込幹線下流部を早期に整備し、合流改善を推進することを東京城南五区下水道・河川連絡協議会を通して要望しております。

なお、東京都下水道局では分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

18. 生産者責任を明確にし、ごみの減量化、再資源化を促進すること。

(環境清掃部) 生産者責任を明確にしていくことは、ごみの減量化、再資源化を促進するものと認識しております。

生産者の責任を製品の製造にとどまらず使用済み段階までとする「拡大生産者責任」の原則に基づき、全国市長会を通じて、国や都に対して、生産者責任の明確化・強化をさらに推進することを要望しております。

19. 地球温暖化をすすめるサーマルリサイクルは中止すること。

(環境清掃部) サーマルリサイクルは、廃プラスチックも同時に焼却することで、効率よく熱エネルギーを発生させることができます。

焼却時の熱エネルギーによる発電を行うことで、火力発電などの化石燃料が節約され、炭酸ガスの発生も少なくなります。

サーマルリサイクルによって発電した電力については、工場内で利用したうえで、余剰電力については電力会社等へ売電して、工場運営コストの効率化を図っています。余剰電力の一部は、区内の小中学校の電源として有効利用しています。また、廃棄物の輸送距離の縮減によって環境負荷や経費の低減を図っています。

これらの理由により、サーマルリサイクルを中止する予定はございません。

- ☆ 20. ごみの減量化に伴い、清掃工場の縮小・廃止の検討を行うこと。

(環境清掃部) 大田区の区収集ごみ量は着実に減量しておりますが、事業者の自己処理責任による事業系の持込ごみについては、減量が進んでいません。事業系の持込ごみについても様々な手法により減量化の推進に取り組んでまいります。また、23区共同処理を行っている清掃工場の運営につきましては、23区及び23区清掃一部事務組合において効率的な運営について検討してまいります。

## 交通対策

21. 臨海部、空港周辺の交通問題の解消のため、国道 357 号の早期延伸を国に求めること。

(まちづくり推進部) 国道 357 号多摩川トンネルにつきましては、平成 27 年度にトンネル整備に係る地質調査等を実施し、引き続き平成 28 年度からトンネルの工法に係る設計及び関係機関等との協議に着手しております。

今後も様々な機会を捉えて、国道 357 号多摩川トンネルの整備が早急に進捗するよう、国や東京都へ強く要望してまいります。

22. 補助 29 号線・補助 39 号線の計画は延焼対策にならず、区民の生活環境を破壊するものなので、中止するよう都に申し入れること。

(まちづくり推進部) 都市計画道路補助 29 号線のうち、大田区の東馬込二丁目から品川区西大井五丁目までの 700 メートルの区間は、東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトにおいて、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る特定整備路線と位置付けられています。

また、都市計画道路補助 39 号線は、「大森中・糎谷・蒲田地区防災街区整備地区計画」内に位置しており、防災上重要な避難機能や延焼遮断機能を確保する必要があります。防災性の向上のためには、地区計画に基づく骨格道路の整備と都市計画道路補助 39 号線の整備が、ともに必要です。ただし、補助 41 号線から神奈川県境の区間(延長 270m)は、東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)において、都県境で隣接する川崎市と都市計画の不整合が生じていることから、道路ネットワークの在り方などについて検討・調整が必要なため、計画内容再検討路線とされています。

☆ 23. 下丸子駅周辺の整備は、新空港線「蒲蒲線」整備とは別に行うこと。

(まちづくり推進部) 鉄道網の整備とまちづくりは一体であると考えており、新空港線整備を契機として、下丸子駅を含め沿線駅周辺のまちづくりを進めることが、重要であると認識しております。

☆ 24. 池上駅改修や駅周辺の整備については、まちづくり協議会だけでなく、地域周辺住民の意見をよく聞くこと。五叉路を早急にスクランブル交差点にすること。

(まちづくり推進部) 池上駅改修や駅周辺の整備については、まちづくり協議会を通じて、これまで様々な意見交換等をさせていただいております。今後も多くの地域周辺住民の方にご参加いただけるよう周知に努め、広く意見を伺ってまいります。

周辺の交通量等の現況を踏まえ、池上駅交差点のみならず、歩行者の安全と快適な歩行空間の実現を目指してまいります。

25. 鉄道ホームからの転落事故が相次いでいる。区民の命・安全を守るため、鉄道事業者に対して、技術の進歩も活かしたホームドアの設置を強く求めること。

(まちづくり推進部) ホームドアの設置は、鉄道事業者が利用者の安全性の確保を図るために整備するものですが、国や地方公共団体もバリアフリー法の趣旨に則り、整備を支援しています。

国は一日当たりの利用者数 10 万人以上の駅を優先して整備する方針であり、10 万人を超える JR 蒲田駅と大森駅において、国・地方公共団体(東京都・区)・鉄道事業者が協力して、平成 31 年度完成に向け平成 29 年度から整備を開始しております。

10 万人未満の駅についても、引き続き国、東京都、鉄道事業者の動向を注視しながら、必要に応じて関係者に働きかけてまいります。

- ★ 26. コミュニティバスを福祉目的に位置付け、試行運転の中で料金をワンコイン（100円）に引き下げ、シルバーパスも利用できるようにし、運行間隔の短縮、運行時間を更に延長し、また、住民の要望に沿ったルート変更や、蒲田駅までのルート拡大などを行うこと。また、試行運転から本運転に移行すること。更に他の交通不便地域（9ヶ所）に拡大すること。

（まちづくり推進部）コミュニティバスは、交通不便地域の解消を目的に、平成21年10月から矢口地区で試行運行を実施しております。

平成28年度に移動実態調査や区民アンケートを実施し、平成29年度に収支改善や利用者の利便性向上のための検討を実施しました。その結果、平成30年度は、運行時間帯やルート、下丸子駅バス停位置の変更見直しなどの実証実験を予定しており、更なる収支採算性の向上を図ります。

他の交通不便地域へのコミュニティバス導入については、平成29年度に他自治体の事例の把握や導入条件等を確認・整理しました。

今後は、交通政策基本計画との整合性を図りながら、コミュニティバスの導入基準を作成してまいります。

27. 品鶴貨物線に旅客列車運行を行い、羽田空港・京浜島・城南島など区内臨海部に新駅をつくり、交通不便地域解消を図ること。

（まちづくり推進部）当該路線は、平成12年に神奈川県、横浜市、川崎市、東京都、大田区、品川区の沿線自治体で協議会をつくり、貨客併用化について今日まで検討を継続しているところです。また、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の1つに位置づけられ、意義と課題が示されました。

この答申で示された課題について、引き続き、協議会の中で課題可決に向けて研究してまいります。

28. 最近自転車による事故が多発している現状を打開し、命を守るため、各警察署とも連携し、ナビマーク・ナビラインだけでなく自転車専用レーン整備を促進すること。

（都市基盤整備部）区では平成28年3月に「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」を策定いたしました。整備形態については、国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」で示されている考え方にに基づき、事前に整備路線の自動車交通量、規制速度、幅員等を調査し、選定しております。

今後も警察と連携し、各路線の道路状況に応じて適切な整備形態を検討してまいります。

- ☆ 29. コミュニティサイクルのサイクルポートを駅周辺に増設すること。利用料金を引き下げること。近隣自治体との連携を行うこと。

（都市基盤整備部）平成30年2月末時点でサイクルポート39か所、有人窓口4か所を設置しており、その中でも駅周辺のサイクルポートは利用率が非常に高くなっております。駅周辺により多くのポートを設置するため、鉄道事業者や駅周辺のコンビニ、商業施設等に今後も協力を依頼してまいります。

利用料金は、運営事業者が港区、千代田区等のコミュニティサイクル先行実施区と同一の価格を設定しております。引下げの必要性については、今後予定している効果検証の結果を基に運営事業者や先行区等と議論してまいります。

区を越えた広域相互利用は、利用者の利便性向上のため非常に重要です。区としては、その実現に向けてポートの増設や、関係自治体と調整を進めてまいります。

## 八. 教育、文化、スポーツの振興

- ★ 1. 教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。2016年2月に大田区の教育大綱が決定されたが、区長は教育に介入しないこと。

(総務部) 平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長に教育大綱の策定が義務付けられました。大田区の大綱は、平成28年2月に区長と教育委員会とで構成される総合教育会議において協議、決定されました。教育の質や子どもをめぐる課題の解決のためには、区長部局と教育委員会の連携が必要不可欠であり、大綱に掲げた大田区が目指す教育の実現に向けて取組んでまいります。

- ★ 2. 大田区では全国と異なり人口が増加し、児童生徒数も増えている中、行き届いた教育を進めるため、区独自でも小・中学校全学年の30人学級を早期に実施するよう計画をつくり進めること。

(教育総務部) 少人数学級については、様々な意見があり、30人学級を編制については、国や都の動向を注視していく考えです。また、教職員人件費の負担や教員人事は、現行制度上、東京都が担っていること、普通教室の増設が困難な区立学校もあることなどにより、大田区独自に全学年で少人数学級を実施することは、極めて困難であると考えております。

3. 東京地裁の判決の立場を守り学校教育、社会教育の場で個々の思想・良心などの自由を守る環境を尊重し、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱は、強制しないこと。

(教育総務部) 国旗掲揚、国歌斉唱は学習指導要領に基づきまして、適切に実施してまいります。

4. 学校施設の整備は複合化や高層化を行わず、年2校だけでなく、前倒しで進め、進捗状況を明らかにし、何年で完了するか区民に明らかにすること。

(教育総務部) 学校施設の改築については、「おおた未来プラン10年」に基づき、現在、年2校ずつ着手し計画的な整備に取り組んでおります。今後の学校整備については、「大田区公共施設適正配置方針」を踏まえて、施設整備のあり方の検討を進めてまいります。

5. 全ての学校施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。学校からの要望に速やかに対応し、修理・補修のための予算を増額すること。

(教育総務部) 学校施設の調査については、学校保健安全法に基づく安全管理計画を学校毎に作成し、各学校において日常・毎月・毎四半期等の点検を行っております。

また、法令等に基づき、施設整備課の点検資格を有する技術職員による点検も実施し、状況把握をしております。

点検の結果、不具合や危険個所が発見された場合は、各学校で速やかに対応するとともに、大規模な補修等が必要な場合は、施設保全課と連携し予算見積り等の対応を行っております。

今後も、引き続き、学校施設の現状を的確に把握し必要な修理・修繕に取り組んでまいります。

6. 教育環境の整備として区立小・中学校の体育館には空調設備を設置すること。

(教育総務部) 体育館の空調設備は、莫大な機器導入コスト、ランニングコスト等が必要とな

ることから、改築の際に年間を通じて一定の温度を保っている地中の空気を体育館へ送る自然換気設備を導入しております。

なお、平成 28・29 度に熱中症予防の一環として希望した学校全てに移動式の送風機・冷風機等を 1～2 台配備しました。

また、平成 30 年度は、パッケージ型空調機器を小中学校各 1 校に設置し、有効性を検証する予定です。

7. 区立小・中学校の校門電気錠が老朽化しているため、設置業者にまず一斉点検を発注し、不具合がある場合は速やかに交換すること。

(教育総務部) 電気錠システムの整備については、児童生徒の安全を確保するため、不具合が発生した場合には、必要に応じて順次新しい機種に交換を行っております。

8. 大規模小・中学校の教育環境の改善および 30 人学級実現のため、学区域の変更ではなく学校の増設等の対策を早急に行うこと。

(教育総務部) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第 4 条及び「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」に基づき定められた国都の基準により学級編制を行ってまいります。

9. 小・中学校給食について

- ① 給食費は値上げをせず、教育の一環として無償とすること。当面、全国で始まっている多子世帯・就学援助の対象とならない低所得世帯への支援を行うこと。また、消費税増税と物価高による食材の増額分相当は保護者や業者の負担とせず、区が負担すること。

(教育総務部) 給食費の値上げの予定はありません。学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると規定され、大田区では、同法に沿って運営しています。また、経済的理由により就学が困難な方には就学援助費において給食費の全額助成を行っているところです。

- ② 給食は教育の一環として位置付け、給食調理の民間委託をやめ、直営方式に戻し「安全・安心のため」食育を充実させること。

(教育総務部) 計画に基づき平成 28 年度をもって全校で給食調理業務委託となりました。なお、平成 30 年度も引き続き年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。

- ③ 学校給食事務については小学校も中学校と同様に専任の職員を配置すること。

(教育総務部) 学校給食事務は、献立の作成から提供までの一般事務、経理事務、食育と幅広くあり、栄養士、事務職員を含む教職員が校長の指示のもと、それぞれの役割を果たしています。なお、全校が調理業務委託になったことに伴い、28 年度よりすべての学校に栄養士または非常勤栄養士が配置となりました。今後、さらに給食事務補助員を配置する予定はありません。

- ④ 給食費の徴収事務は、滞納問題などで教職員の負担になっており、学校任せにせず、公会計に移行すること。その際、滞納世帯に対して丁寧な対応をすること。

(教育総務部) 給食費の納付状況は、家庭の問題を察知する重要な情報であり、徴収は学校が担当することが適切であると考えておりますが、徴収が困難なケースについては、学校長への助言や支援を強化してまいります。なお、公会計導入については、現在考えておりません。

- ⑤ 食物アレルギー対応のために保護者や委託業者の声を聞き、十分な対応をとること。

(教育総務部)「食物アレルギー対応基本方針」を定め、適切な対応に努めております。年1回以上、保護者から医師の診断のもと生活管理指導票による申し出を受け、成長を妨げない必要最低限のアレルゲン除去や対応対象者の精査につなげています。また、教育委員会では、学校教職員、給食調理委託業者、学校医等を対象に「食物アレルギー疾患対応研修会」を開催し、食物アレルギー疾患に対する理解を深め、緊急時の対応について、ともに学ぶ機会としています。

- ⑥ 給食の栄養・質を確保するため、食材は極力国産品を使い、トレーサビリティも積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は食材としないこと。

(教育総務部) 給食の食材は、信頼のおける納品業者と契約したうえで、原材料表示や産地等を確認し、良質で新鮮なものを選定するとともに、極力国産品を使用することとしています。

- ★ 10. 就学援助の受給基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げ、眼鏡も対象にし、年度途中から受給できるようにすること。小・中学校の新入学用品費の引き上げをすること。生活保護基準の引き下げによって就学援助を受けられない世帯が出ないように引き続き対策をとること。

(教育総務部) 平成25年度から、生活保護基準が段階的に引き下げられましたが、区では、生活保護基準の見直しが就学援助制度に影響しないよう、暫定的に引き下げ前の生活保護基準に据え置いています。対象品目に眼鏡を加えることにつきましては、眼鏡は必ずしも学校生活だけで使うわけではなく、日常生活にも必要なものであり、就学援助費としての支給にはなじまないと考えています。支給金額及び認定基準につきましては、今後の景気動向や社会経済状況を踏まえながら、適切に判断してまいります。

11. 不登校の子どもたちが通う、NPO等が行っているフリースクールなどとの連携とともに区独自で助成をすること。

(教育総務部) 不登校児童・生徒への支援については、適応指導教室のスタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが、様々な連携を取りながら進めてまいります。

12. バリアフリーの観点から、全ての区立小・中学校にはエレベーターの設置など環境・体制を整備すること。

(教育総務部) エレベーターの設置については、校舎改築工事の機会を捉え、適切に各種法令に適合するよう整備してまいります。

13. 発達障害など支援が必要な児童・生徒に学校特別支援員を配置するなど、また欠員補充についても柔軟に速やかに対処をするよう拡充すること。配置時間を児童・生徒と教育現場の実情に合わせて増やすこと。

(教育総務部) 学校特別支援員の配置については、特別な配慮を要する児童・生徒数を基本に、計画的に特別支援教育相談員が現地調査を行い、適切な時間数を決定しております。また学校からの依頼により随時現地調査を行い、必要な時間数を追加しております。今後も、学校現場の状況をしっかりと調査し、円滑に支援が行われるよう、状況に応じた適切な時間数の配分を行ってまいります。

14. 児童・生徒1人1人に寄り添う教育実現のために、区内全中学校に特別支援教室(サポートルーム)を早急に設置すること。区内全小・中学校に特別支援学級を設置すること。

(教育総務部) 東京都発達支援教育推進計画により、区では平成28年度に特別支援教室を全小

学校に設置しました。中学校においても、平成 33 年度までに特別支援教室の全校導入が掲げられており、円滑な導入に向けての検討を行ってまいります。また、その他の特別支援学級の設置については、今後も児童・生徒数の推移を見ながら、必要に応じて検討してまいります。

- ★ 15. 特別支援教室（サポートルーム）について、通級学級を復活させ、保護者と児童・生徒の要望に応じ、特別支援教室との選択ができるようにすること。

（教育総務部）特別支援教室においては、拠点校を中心に 3 校で 1 グループを構成しておりますが、児童の障がい特性を考慮し、必要な場合には、グループ内の 1 校に集まり、小集団指導を受けられるよう配慮しております。

16. 各校に特別支援教室の専用室を設置し、兼用教室活用は極力避けること。区独自で教職員の体制を拡充すること。

（教育総務部）専用室を確保することが望ましいですが、学校経営の状況を鑑みながら判断し、専用室が確保できない場合は、他の教室と兼用するなど、施設の有効活用を図ってまいります。教職員の体制につきましては、東京都の定数に基づき配置してまいります。区独自の発達障害支援アドバイザーを配置し、巡回指導教員への助言、特別支援教室の運営への支援をしてまいります。

17. さざなみ学校は存続させること。

（教育総務部）平成 25 年 3 月に報告のあった「大田区立館山さざなみ学校の今後のあり方に関する報告書」に基づき適切に対応してまいります。

18. 全ての保護者の負担軽減のため、小・中学校の入学祝い準備金を新設すること。

（教育総務部）新設は考えておりません。

19. 小・中学校の卒業アルバムを全員に無償配布すること。

（教育総務部）無償配布は考えておりません。

20. 小・中学校に都費事務員の 1 校 1 名配置を守るよう都に求めること。

（教育総務部）学校事務は、都費事務職員が 1 校 1 名配置、区費事務補助職員（非常勤）が 1 校 1 名配置の 2 名にて実施しています。

21. 全ての小中学校に読書学習司書（学校司書）を速やかに配置すること。

（教育総務部）読書学習司書は、平成 28 年度小学校 20 校、中学校 10 校、平成 29 年度小学校 20 校、中学校 10 校の計 60 校に配置いたしました。平成 30 年度については、27 校（中学校 8 校、小学校 19 校）の配置を目標とし、全校配置を目指します。

22. 読書学習司書の確保が厳しくなっている理由は非常勤で週 3 日、1 日 5 時間、時給 1,500 円という条件のためである。非常勤ではなく、常勤雇用とすること。

（教育総務部）想定される業務量からは常勤にはなじまないと考えており、他の地方公共団体においても非常勤により配置していることから、適切な判断であると考えております。

23. スクールソーシャルワーカーは常勤雇用とし、増員すること。

（教育総務部）平成 26 年 4 月に初めて教育センターにスクールソーシャルワーカーを 2 名配置し、28 年 5 月に 2 名を増員、さらに同年 10 月に 1 名増員し、本年度は 5 名体制で支援を行っております。

相談件数の増加を踏まえ、30 年度からは非常勤 6 名体制に増員し、支援体制の強化を図りま

す。

24. 全国いっせい学力テストを中止するよう国に求めること。

(教育総務部) 本調査は、子どもたち一人ひとりの学力向上、教師一人ひとりの授業改善に資するものであり、中止を求める考えはございません。

25. 小・中学校で取り組まれている、総合学習・総合的な学習に講師を迎える場合、講師への謝礼金(1校あたり小学校 50,000 円、中学校 15,000 円)を拡充すること。

(教育総務部) 総合的な学習の時間の講師謝礼については、各校から提出される計画に基づき、予算の範囲内において配分しております。全体の予算執行実績を勘案し謝礼の拡充はいたしません。積極的に事業を活用する学校があれば予算の追加配分をする等の対応をしております。

26. 小・中学校の必要な備品、消耗品は教育現場の要望に応じて各校への学校運営費を更に増額すること。

(教育総務部) 必要な備品、消耗品は、各学校が計画的な執行により購入しています。また、学校との協議により必要な予算を追加配当しております。

27. 学級担任制である小学校は、印刷の時間が集中するため、印刷機は各校 2 台以上設置すること。

(教育総務部) 小学校の大規模校には 2 台、中学校は全校 2 台設置しております。

28. 小・中学校の学級運営に支障をきたすコピー機の枚数制限をしないこと。

(教育総務部) コピー機の印刷枚数は学級数を基準に必要な枚数を設定しております。

29. いじめ対策には、子どもの命最優先の原則を確立し、ささいなことに見えても様子見せず、教職員・保護者で情報を共有し取り組む環境を作ること。

(教育総務部) 6月と11月に子どもの心サポート月間を実施し、区内公立小学校第4学年から中学校第3学年までの全ての児童・生徒に対して学校生活調査を実施しています。その結果、4項目のストレス症状のうち、一つでも注意を要するものがあれば、担任、スクールカウンセラーが速やかに面談し、さらに、学校いじめ対策委員会等、学校組織として情報を共有し、今後の対応を検討するよう指導しております。

このほか、全小・中学校において、年間3回以上のいじめに関するアンケートの実施や、スクールカウンセラーが小学校第5学年児童及び中学校第1学年生徒に全員面接を実施するなど、児童・生徒が相談しやすい環境を作ることにより、心の安定や諸問題の未然防止及び早期対応に努めています。

また、メールによるいじめに対する相談窓口も開設し、直接教育委員会に相談できる体制を構築しております。

今後とも、「いじめ防止対策推進法」及び「大田区いじめ防止基本方針」等を踏まえ、定期的なアンケート調査やいじめを訴えやすい学校体制等、いじめに関する通報及び相談を受ける体制の整備を進めてまいります。

30. 区内の小・中学校での体罰ゼロ宣言をすること。教育現場から暴力である体罰を一掃し、教育委員会として「体罰ゼロ」を明確な目標として掲げ、教育現場での意識改革を進めること。

(教育総務部) 校長会、副校長会において各校での服務事故防止研修の実施依頼をするとともに、初任者研修、中堅教諭等資質向上 I 研修等において、体罰を含む服務の厳正について指導しています。

児童・生徒の指導にあたり、体罰は学校教育法第 11 条により禁止されています。そして、すべての教員は採用にあたって法令順守を含めサービスの宣誓を行っております。

大田区教育委員会としては、児童・生徒との信頼関係に基づく指導の徹底・充実など体罰の根絶に取り組んでいるところであり、改めて体罰ゼロ宣言をする考えはございません。

31. 憲法 26 条第 2 項「義務教育は、これを無償とする」とあるように、小・中学校の学用品、移動教室、林間学校、修学旅行、部活動など完全無償化すること。

(教育総務部) 小・中学校の学用品、移動教室及び部活動の一部については、個人が負担すべき費用であると考えています。

32. 私立幼稚園について

- ① 教育基盤の整備・強化を図る観点から、振興助成補助金の拡充をすること。また、保護者負担軽減措置をさらに拡充すること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き研究を進めてまいります。

- ② 園児の健康増進のための補助施策(現行 3,000 円)を拡充すること。蚊が媒介する病気を防ぐために、防虫装置設置への補助を行うこと。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き研究を進めてまいります。

- ③ 子育て施策の一環である預かり保育に対する人件費等の補助施策を拡充すること。

(教育総務部) 預かり保育事業補助金は、従前より補助額の増額を検討してまいりましたが、更なる充実を図るため、基本額を増額する予算案を計上しております。

- ☆ ④ 長時間預かり事業は現場の声をよく聞き、見直すこと。

(教育総務部) 長時間預かり保育事業は、従前より私立幼稚園及び園児が利用しやすい制度となるよう見直しを進めております。

- ⑤ 教育環境の維持向上のため、教材・園具に対する補助施策の拡充をすること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き研究を進めてまいります。

- ☆ ⑥ 幼稚園教諭の人材確保のため、保育士と同様の支援を行うこと。

(教育総務部) 幼稚園教諭の人材確保については、引き続き検討を進めてまいります。

33. 大田区立郷土博物館は博物館法に基づき、館長には専任の課長職を配置すること。

(観光・国際都市部) 同館の事務事業は、本庁舎や文化施設、地域活動団体等との協力・連携のもと、効果的・効率的に行っております。引き続き、地域の文化資源を活用し、内容の充実に努めてまいります。

34. 区内文化財を保存し、公開すること。埋蔵文化財は大田区の宝です。開発により破壊はさせないこと。

(教育総務部) 区内文化財の公開については、所有者の了解を得ながら「文化財公開見学会」等の事業を実施しています。埋蔵文化財は、事業者が土木工事等を実施する際、文化財保護法に基づく事前の届出の提出を求め、適切な指導・助言を行っております。

35. 社会教育団体の育成と活動を保障するために施設使用料の値上げをやめ、元に戻すこと。さらに優先予約と減免制度を復活すること。

(企画経営部) 施設使用料の改定は、物価上昇率を反映した平成 10 年 6 月の一斉見直し以降、行っておりませんでした。この間、施設サービスに係るコストは変動しております。

施設使用料収入で不足する分は、区民の皆様からお預かりした税金で賄っている状況であることから、施設を利用しない方との公平性確保という点からも施設使用料の見直しが必要であると判断し、明確な算定基準の下、改正を行わせていただいたものです。

引き続き、施設サービスコストの縮減を図りながら使用料の額を定期的に算定し、必要に応じて改定を行うことで、受益者負担の適正化を図ってまいります。

36. 田園調布せせらぎ公園内にて整備計画が進められている(仮称)大田区田園調布せせらぎ公園文化施設のスポーツゾーンに設置予定の運動施設は体育館として整備すること。また、調布地域への体育館建設は「大田区公共施設整備計画(後期)」でも事業計画と位置付けられており、早期に実現すること。

(企画経営部、観光・国際都市部) 調布地区に体育館機能を設置することについては、「大田区公共施設等総合管理計画」及び「大田区公共施設整備計画(後期)」における計画事業として位置付けられており、重要な課題であると考えております。

現在、他の公共施設の活用などの観点も踏まえ、実現に向けて様々な検討を行っており、取り組みを進めてまいります。

37. 改定されたスポーツ基本法に基づき、大田区スポーツ推進計画は区民の権利を保障した、特に「するスポーツ」を基本に計画し、施設の増設、指導員の増員など環境整備を進めること。

(観光・国際都市部) より多くの区民がスポーツに触れ、その活動を継続するためには、様々なスポーツ活動を支える人材や機会などのさらなる整備が不可欠です。

新たな計画では、この観点に立って、スポーツ人材の育成、スポーツ関連施設の維持管理と拡充、スポーツ実施の機会について情報を効果的に発信することを重視し、計画的に取り組みを推進することとしております。

38. 大田区総合体育館は、スポーツ基本法・大田区スポーツ推進計画に基づき、利益優先の指定管理をやめ、料金を取る興行の場合最長 2 年前から予約できる興行優先から区民優先に規則を見直すこと。

(観光・国際都市部) 現指定管理者は、平成 26 年度のモニタリング調査(総合評価)における施設サービスのアンケートで、とても満足・満足の回答が 73.9%にも上るなど、スポーツ施設に関して有する専門的なノウハウを活かしながら、安定した管理運営を行っています。これらの実績から、区では、今後も指定管理者による管理運営を実施してまいります。

大田区総合体育館では、区民に「するスポーツ」のみならず、興業やスポーツイベントを通じて、良質な「みるスポーツ」の機会の提供を行い、区民のスポーツへの興味や関心喚起につなげております。従いまして、施行規則の見直しは考えておりません。

- ☆ 39. 区立図書館のあり方について検討が進められているが、図書館の統廃合や複合施設内への移転はしないこと。

(教育総務部) 現在、区立図書館を廃止する計画はありません。

複合施設内への移転については、各図書館ごとに具体的な改築計画の中で検討してまいります。

40. 大田図書館は一部業務委託はやめ、指定管理者制度を導入せず、すでに導入された図書館は直

営方式に戻すこと。

(教育総務部) 大田図書館については平成 30 年度も引き続き業務の一部委託により運営を行って行く予定です。また、現在、指定管理者により運営している 15 地域館につきましては、区民の方々からも好評をいただいております、引き続き指定管理制度により運営を行ってまいります。

## 九. 住民参加の区政運営と非核平和事業

1. 男女平等参画基本条例を区民参加で制定すること。条例にすることで基本原則も事業項目も明確になり区の任務が明らかになります。また、各審議会委員の女性の比率目標を現在 40%から 50%に引き上げること。

(総務部) 区は、男女共同参画基本法に規定する「市町村男女共同参画基本計画」として、平成 28 年度から 5 年間の計画期間とする「第 7 期男女共同参画推進プラン」の着実な推進に取り組んでいます。このプランにおいて、区が目指す姿や基本理念、それに向けての目標や課題、事業等を明記し、区民への周知を図ってまいりますので、現時点での条例制定は考えておりません。

また、審議会委員の女性比率については、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」では 30%以上とされていますが、同プランでは 40%という目標値を掲げています。引き続き目標達成に向けた取組みを進めてまいります。

- ☆ 2. 人権・男女平等推進課から男女平等推進担当を課として独立させること。

(総務部) 区では社会情勢の変化を踏まえ、平成 26 年 4 月の組織改正で人権推進課と男女平等推進課を統合し、現在の人権・男女平等推進課を設置しました。

今後も当課では、複雑多岐にわたる課題に対処するため人権・同和対策担当と男女平等推進担当が相互に協力し合い効率的、効果的な事務執行に努めてまいりますので、独立は考えておりません。

- ★ 3. 憲法九条の立場で非核日本宣言に賛同し、大田平和都市宣言基本条例を制定し基本原則と事業項目を明確にすること。また、核兵器禁止条約を国が批准するよう求めること。核兵器廃絶・平和の施策を拡充し、非核・平和自治体等との交流をすすめること。

(観光・国際都市部) 大田区は昭和 59 年 8 月 15 日に世界の恒久平和と人類の繁栄を願い、平和都市宣言をいたしました。区民の皆さまと共に平和の尊さについて考え、次の世代に語り継ぎ、平和な世界を築いていくことが大田区の責務であると考えます。大田区はこの趣旨に沿って、平和都市実現のため、基礎自治体として各種事業に着実に取り組んでまいります。

4. 荒天の場合、花火の祭典は開催できないので、平和都市宣言の行事は、花火の祭典と記念式典に分け、式典を充実すること。

(観光・国際都市部) 大田区の「花火の祭典」は式典、ステージ演目、打ち上げ花火による 3 部構成で、平和の尊さを訴える平和都市宣言を記念する事業です。また、他で実施している花火大会とは異なり、区民と共に平和の大切さを実感し若い世代に語り継ぐ場として位置付け実施しております。今後も平和の祭典にふさわしい内容の式典になるよう事業に取り組んでまいります。

5. 同和対策事業は総務省通達に基づいて特別扱いせず一般業務として行うこと。相談活動の委託料は一般相談と同じ扱いにすること。

(総務部) 同和問題は、歴史的・社会的背景に起因した根深い差別意識に基づく専門性の高い人権問題であるため、その関連する相談及び啓発事業等については、今後も人権・男女平等推進課で対応してまいります。

なお、相談事業では、個々の相談対応に特段の配慮を要するため、引き続き、専門相談として実施してまいります。

## 十. 区民が利用しやすい施設について

- ☆ 1. 公共施設は地方自治法に基づき住民の福祉の増進に寄与するものであり、値上げした使用料をもとに戻すこと。

(企画経営部) 施設使用料の改定は、物価上昇率を反映した平成 10 年 6 月の一斉見直し以降、行っておりませんでした。この間、施設サービスに係るコストは変動しております。

施設使用料収入で不足する分は、区民の皆様からお預かりした税金で賄っている状況であることから、施設を利用しない方との公平性確保という点からも施設使用料の見直しが必要であると判断し、明確な算定基準の下、改正を行わせていただいたものです。

引き続き、施設サービスコストの縮減を図りながら使用料の額を定期的に算定し、必要に応じて改定を行うことで、受益者負担の適正化を図ってまいります。

- ☆☆ 2. 公共施設の延べ床面積 1 割削減を目標としている公共施設整備計画を見直し、消費者生活センターや大田区民ホールアブリコなど集会室の利用率が高く、施設が不足しているため、増設の計画を持つこと。

(企画経営部) 公共施設適正配置方針は、施設の適正配置の実現や、施設重視から機能重視への転換による施設の集約及び有効活用等を定めたものです。

この考え方を基に、地域の実情なども踏まえつつ、公共施設の適正配置を進め、将来を見据えた公共施設の整備に取り組んでまいります。

3. 全ての区民施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。そのために専門職による体制を強化すること。

(企画経営部) 現在、施設整備課で建築基準法に基づく点検を行っているところです。今後も適切な点検を行えるよう体制を整えてまいります。

4. 区民施設の改修については、分離発注を行うこと。

(企画経営部) 公共工事においては、建築・電気・機械と業種ごとの発注など入札参加機会の確保に努め、工事に最適な業種で発注するよう進めてまいります。

5. 消費者生活センター集会室及び特別出張所附属集会施設を他の区民集会施設同様に利用時間を午後 10 時まで延長し、また、老朽化している音響設備と空調設備を早急に改修すること。

(地域力推進部) 利用者および近隣住民の方の要望も様々あり、消費者生活センター集会室や特別出張所附属集会施設の夜間利用は、午後 5 時 30 分から 9 時 30 分まで、老人いこいの家などその他の施設が午後 6 時から午後 10 時までの 4 時間の利用区分となっております。引き続き、各施設の利用時間の範囲内で、ご利用いただきたいと考えます。

消費者生活センターの音響設備については、マイクロフォンの接続不良が頻発していたため、平成 29 年 7 月に音響機器取換工事を実施いたしました。空調設備については、老朽化により修繕が必要な集会室は、順次改修工事を行っております。今後とも、施設設備の適切な維持管理

に努めてまいります。

6. ゆうゆうクラブ（老人いこいの家）について

- ① 区民の合意なく、ゆうゆうクラブの廃止計画は撤回し、増設すること（特に西六郷、西蒲田、東矢口、南蒲田、大森南）。畳では座りにくい方への机・椅子の拡充をすること。壊れたままのマッサージ機、カラオケ機器などすぐに利用できるようにすること。お茶の制限もしないこと（矢口、大森西）。

（地域力推進部）区民センターの一部備品につきましては、必要に応じて補修を進めていきます。

区民センターのお茶の提供につきましては、現在、ゆうゆうクラブの開設時間にあわせて提供しています。

（福祉部）老人いこいの家の新規開設の予定はございません。和室用の椅子については、平成 25 年度に購入し各館に設置しました。

また、各機器の利用状況や必要性など考慮し、措置が必要な場合は、対応を検討していきます。

- ② 浴槽を残し、シャワーのみにしないこと。洗髪禁止の制限しないこと。

（福祉部）老人いこいの家の浴室は、軽体操や踊りなど体を動かした後に軽く汗を流すために設置しておりますので、この趣旨に沿った利用をお願いいたします。

- ③ 本来の目的を果たすため、ゆうゆうクラブでのシニアステーション事業はやめること。

（福祉部）地域包括ケアシステムに向けて、高齢者の元気維持・介護予防から、最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供するための事業であり、やめる考えはありません。

- ★ 7. 区営住宅の申し込み倍率は 30 倍以上になっており、1,000 戸以上不足している。これに見合った区営住宅の確保をすすめること。特に単身者用の住宅を確保すること。また、若年世帯向けの優遇制度を子どものいない世帯にも適用すること。

（まちづくり推進部）区営住宅の新たな供給は考えておりません。

単身者用住宅の確保については、平成 24 年度から、40 ㎡未満の住宅を単身向として募集しております。

若年世帯向けの優遇制度を子どものいない世帯に適用する予定はありません。

8. 公営住宅に入れない低所得者世帯・若年世帯等に 6 万戸ほどの空き家の活用を区は求めているが、家賃が高いので、家賃補助をすること。

（まちづくり推進部）住宅政策の取組みとして、家賃補助制度を創設する予定はありません。

9. スポーツ健康都市宣言をした大田区にふさわしく、文化、スポーツの活動場所である文化センターを各出張所地域に 1 ヶ所以上つくること。

（地域力推進部）文化センターの設置は、それぞれ歴史的経緯があり、現在有効に利用いただいております。文化センターを増設する計画はありません。

- ☆ 10. 老朽化した美原文化センターの改修時期を明らかにすること。馬込文化センターの体育室の冷暖房整備をすること。

（地域力推進部）美原文化センターの改修時期や馬込文化センター体育室の冷暖房設備については、改修時期などを総合的に勘案して計画的に検討していきます。

- ☆ 11. 大田区民センター跡の複合施設に多目的ホールではなく現在と同規模の音楽ホールを作ること。

区民の声を入れた残地の利用計画を早期に明らかにすること。

(企画経営部) 大田区民センターは、現在、(仮称) 新蒲田一丁目複合施設として改築計画を進めております。

新たな施設は、子どもの拠点、地域力の拠点、高齢者の拠点として整備を進めています。

地域力の拠点としては、学校や保育園、地域団体の文化活動等の発表の場を提供し、講演会やイベント等、多目的に活用でき、学習・趣味等、多様なニーズに対応できる集会室等を確保する予定です。

(仮称) 新蒲田一丁目複合施設建設後の残地につきましても、今後の蒲田西地区の総合的なまちづくりの中で、将来的に土地の有効活用が図れるよう検討してまいります。なお、平成 33 年度から平成 36 年度にかけて、大田都税事務所の仮設庁舎設置場所として一時的に活用の予定です。

- ☆ 12. 移転する特別出張所の跡地の計画は、区民の声を入れ、早期に区民に明らかにすること。

(地域力推進部) 特別出張所の移転・整備、跡地の利活用につきましては、地元への説明会を実施し、お知らせしてまいります。

13. 区内の公共施設のバリアフリー・段差解消のため、エスカレーター・エレベーターの設置を、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めているが、早急に計画を作り、設置工事を行うこと。

(企画経営部) バリアフリーに関する法・条例に基づき、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めてまいります。

14. 全ての公共施設に無料の WiFi アクセスポイントを整備し、有線 LAN も整備すること。

(観光・国際都市部) 区は、平成 27 年 12 月 1 日から、無料 Wi-Fi サービス(OTA CITY FREE Wi-Fi)を開始しました。設置場所は、区内主要駅前周辺 (JR 蒲田・大森、京急蒲田 6 エリア) 及び、区内主要施設 (本庁舎、観光情報センター、アプリコ、総合体育館など 15 か所) です。また、区内の民間店舗に既に設置している無料 Wi-Fi に対して「OTA CITY FREE Wi-Fi」への参加を依頼し整備してまいりました。

今後は、無料 Wi-Fi の維持・継続に努めてまいります。

15. 大田区民プラザ小ホール・展示室など、地下にある区民施設の中に携帯電話の電波が届きづらい集会室があるので、改善を行うこと。

(企画経営部、観光・国際都市部、地域力推進部) 地下にある区民施設について、それぞれの施設管理者が現状を把握し、アンテナ設置の必要性があると判断した場合は、改善に向けた支援を行ってまいります。

文化施設は、区民の皆さまの様々な使い方を考慮し、音漏れ等によって他の利用に支障がないよう配慮した造りとなっております。

特に、大田区民プラザの小ホール・展示室は、建物の構造上、また利用の目的に沿って防音及び遮蔽構造をとっており、電波が入りづらくなっております。

なお、共有スペースにおいては電波が届くため、携帯電話を使用する際には共有スペースをご利用いただくようご案内しております。

大森スポーツセンターの地下については、携帯電話の会社ごとに電波の状況が異なり、一部の会社の電波は弱い場合があります。大田区総合体育館の地下はトイレなど一部のエリアを除き携帯電話の電波は通じる状態です。今後も区民センター、文化センター等の区民施設におい

ても、施設の性質を考慮するとともに誰もが使いやすい施設となるように努めてまいります。

☆ 16. 自転車駐輪場の値上げをしないこと。

(都市基盤整備部) 区では、「自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画」に基づき、自転車等駐車場の利用料金体系について、受益者負担の原則と自転車駐車場利用の平準化を図ることを目的として見直しを検討しているところです。

この見直しにあたりましては、「自転車等駐車対策協議会」において、各委員の皆様と議論いただいた内容を参考に、利用料金体系の設定を考えてまいります。

17. 保育、介護、障害者等福祉施設での民間委託、指定管理者制度を導入した施設は、専門性と経験の継承、守秘義務が特別に要求される。区直営に戻すこと。

(企画経営部) 区は、大田区アウトソーシング指針に基づき、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体で区民ニーズに応える仕組みづくりを推進してまいりました。

民間委託や指定管理者制度の導入については、安易な前例踏襲に陥ることなく、導入前後の効果測定や予算編成過程など、あらゆる場面を通じて検証を行い、「おおた未来プラン10年(後期)」の実現に向け最適な手法を検討しております。

## 十一. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を

★ 1. 新空港線「蒲蒲線」事業は多額の税金投入となるため、白紙撤回し、積立金は区民施策に活用すること。

(まちづくり推進部) 新空港線の整備は、区内の移動が格段に便利になることはもとより、広域的な鉄道ネットワークの形成による地域の活性化や緊急時の迂回ルートの確保など、大田区及び東京都全体の発展のために必要不可欠な事業です。

現在、都・区・鉄道事業者間で整備合意に向けて鋭意協議を進めております。

新空港線整備資金積立基金は、合意後速やかに事業化を図るための準備資金であり、区の後年度の財政負担の軽減にもつながることから、引き続き積立を継続してまいります。

★ 2. 羽田空港跡地は三者(国、都、大田区、品川区)合意に基づき都が購入し区税を投入しないこと。多額の税金投入となる整備計画を中止し、区民のための多目的広場や森林公園計画を進めること。そのために羽田空港対策積立基金を廃止し、区内中小企業支援に使うこと。

(空港まちづくり本部) 平成22年10月には、羽田空港移転問題協議会により『羽田空港跡地まちづくり推進計画』が策定され、それまでに積み上げられてきた議論を踏まえ「第1ゾーンについては、主に大田区が過去の経緯を踏まえて取得する方向で検討する。」とされたものでございます。

さらに、平成27年7月に策定した「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」等においてもパブリックコメントを実施し、区民の皆さんのご意見等をいただきながら取り組んでおります。

平成29年9月の「国有財産関東地方審議会」における国有財産処理方針の答申も踏まえ、引き続き今後における跡地第1ゾーン整備事業の対象地の取得に向けて、適切に事務を進めてまいります。

★ 3. 雑色駅前再開発計画は、デベロッパーに巨額の利益を与えるとともに住民が戻れない追い出し計画である。雑色駅再開発計画は中止し、住民本位に住み続けられ、営業し続けられるまちづくり計画に見直すこと。

(まちづくり推進部) 京浜急行線連続立体交差事業を契機として、雑色駅周辺地区では、駅の周辺住民、地権者により「雑色駅周辺まちづくり研究会」が発足し、長年に渡り、まちづくりの活動を進めております。

区は引き続き、地域の皆様とともに、この活動を支援してまいります。

4. 中央防波堤埋立地の帰属は、司法の場でも話し合いでの解決を図ること解決した後は、区民、都民の憩いの場として活用すること。

(企画経営部) 今後の裁判手続きを通じ、公平公正かつ合理的な解決を図ってまいります。また、帰属問題の解決後は、東京都をはじめ関係機関と連携し、その魅力の創出に取り組んでまいります。

## 十二. その他

- ★ 1. マイナンバー制度により全国で情報漏洩事件が起こっており、個人情報がかさされるマイナンバー制度は中止を国に求めること。

(企画経営部) マイナンバー制度は、国民の利便性を向上し公平公正な社会を実現する基盤です。区としては、これまで同様、制度の趣旨を鑑み安全性に配慮しつつ着実に取り組んでまいります。

2. 区の職員削減計画をやめ、指定管理者制度や民間への委託などの見直しを行い、保育・介護・学校・障害施設で働く職員は区が責任を持つため正規職員で対応すること。また、公共施設の適正管理のために専門職の新規採用を含めて配置を拡充すること。

(企画経営部) 区は、健全で安定した行財政運営を継続しつつ、おおた未来プラン10年(後期)をより着実に推進し、同時に新たな行政課題に的確に対応することを目指しています。そのためには、最少の経費で最大の効果を発揮できる効率的・効果的な組織体制を構築することが必要です。

大田区職員定数基本計画では、アウトソーシングなどの内部努力を計画的に進め、これにより確保した人員を優先度の高い施策に振り向け、適正な職員配置に努めることとしています。今後も、こうした取組みについて十分な検証を行い、その効果的な活用を進め、区民サービスの向上につなげてまいります。

3. 偽装請負などの法令違反の疑いのある窓口業務委託は中止し、職員で対応すること。

(企画経営部) 窓口業務委託につきましては、大田区アウトソーシング指針に基づき、外部への委託に際し、公権力の行使にあたる業務や政策の企画立案など区が自らの判断を要する業務の有無などを含め、委託する業務と区職員が責任をもって担う業務を明確に区分するとともに、導入の妥当性について検証することを徹底しているところです。加えて、予算編成、決算など、あらゆる機会を捉えて、外部委託の導入の適否、導入後の検証を行い、業務の改善に向けた取り組みにつなげているところです。

外部委託の導入後におきましても、事業責任者を通じた指揮命令を遵守し、区の考えを的確に反映できる体制を整備するとともに、定期的な検証を通じた契約内容の適切な履行を担保することとしております。

- ★ 4. 大田区から官製ワーキングプアをなくすため、区と契約している指定管理や業務委託先の労働者に適正な賃金が支払われるよう、公契約条例を制定すること。

(総務部) 公契約条例については、他自治体の動向、条例制定に至った経緯や課題など、調査研究しているところです。

区といたしましては、公契約条例の制定に限定せず、幅広い議論を進めながら、適正な労働環境の確保と公共サービスの質の向上を図ってまいります。

5. 選挙公報は全ての区民に周知するため、新聞折込やファミリーマート店頭などに備えるだけでなく、おおた区報と同様に全戸配布すること。

(選挙管理委員会事務局) 大田区では、全国紙5紙を含む在京6紙に約18万部を折り込んでいます。他にファミリーマート及び公共施設などを合わせて約230か所に配置しています。

また、個別配送希望の方に郵送を行っています。

都選管においては、ホームページへの掲載を行っています。

現状においては特段の要望を受けておらず、特にホームページの掲載をもって、ほぼ需要は満たされていると考えております。

また、大田区の世帯数は約38万世帯ですが、全戸配布に切り替えることにより、経費増は当然のことながら、配布完了に4日間はかかることが見込まれ、利便性が低下すると考えております。

6. 福島原発事故による避難家族が居住している施設の家賃補助が2018年3月に打ち切りとなる予定なので、国に延長を求めること。打ち切りとなった場合は区が支援すること。

(総務部) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、現地の復興状況等に応じて被災自治体が国と協議して決定することとなっており、区はこれまでと同様に、避難指示によりいまだに故郷に戻りたくても戻れない世帯に対して、支援を行ってまいります。

7. 区の全ての事業に関わる使用料・利用料について、寡婦(夫)控除のみなし適用を大田区独自に行うこと。

(企画経営部) 区はこれまでも、ひとり親をはじめ、子育てをする上で、経済的困窮など、困難な状況に陥りやすい家庭に対し、様々な支援を実施してまいりました。

全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育つことができるよう、今後も引き続き、様々な施策展開に取り組むとともに、国の動向を注視し、他自治体の状況も把握しながら、みなし寡婦(寡夫)控除についても検討を行ってまいります。

なお、区営住宅使用料につきましては、公営住宅施行令改正に伴い、未婚のひとり親世帯に対し、昨年4月から寡婦(寡夫)控除と同様の控除が適用されました。

以 上

### **日本共産党大田区議団**

144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所内

TEL 03-5744-1477 FAX 03-3730-3447

ホームページ <http://kugidan.jcp-ota.jp/>

メールアドレス [kugidan@jcp-ota.jp](mailto:kugidan@jcp-ota.jp)

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。